

品川区  
すべての人にやさしい  
まちづくり推進計画

だれもがふつうに暮らせるまちづくり



平成20(2008)年3月  
品川区

### 音声コードについて

本計画書の紙面の四隅には、音声コードを印刷しています。

音声コードは、音声読み上げ用のコードです。このコードを専用装置で読み上げることにより、記録されている情報を音声に変換することができます。この装置を使用することで、視力の弱い高齢者や視覚障害者の方に対する情報提供が可能になります。

# ご挨拶



品川区では、平成19年度に品川区の将来像とそれを実現するための指針である「品川区基本構想」を改定し、新しい将来像として「輝く笑顔住み続けたいまちしながわ」といたしました。今後、この将来像を実現するためにさまざまな具体的な施策を積極的に展開してまいります。

そこで、「品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画」においても策定から10年を経過しているため、社会情勢の変化に合わせ基本構想における将来像を実現するための計画のひとつとして見直しを行ないました。

見直しにあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を基本に据え、すべての人にやさしいまちづくりをめざし、計画改定委員会において、委員のみなさまの活発なご審議とパブリックコメントによる区民の方々のご意見ご提案をふまえ「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」としてとりまとめました。

策定にあたりましては、委員長の国際医療福祉大学大学院・野村 欽教授をはじめ各委員、パブリックコメントに貴重なご意見等をお寄せいただいたみなさまに心より感謝いたしますとともに、この計画をさらに具体化し施策を展開していくよう今後も努力してまいりますので、みなさまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年3月 品川区長 濱野 健

品川区は以前からさまざまな独創的な行政施策を展開されており、とりわけ福祉分野では子どもから高齢者に至るまできめ細やかな対応をとられている自治体のひとつであると認識しています。

今般、国や東京都、各自治体が、だれもが普通に生活できることがあたりまえのユニバーサル社会の実現に向けて取組んでいる中、福祉先進区の品川区がユニバーサルデザインの考え方を基本として、ハードとソフトの充実・連携を主題に取組まれる「すべての人にやさしいまちづくり推進計画」には、大変価値があるものと感じています。そして、この計画に基づきさまざまな施策が区民のみなさまとの協働により実現できることを期待しています。

委員長として、委員各位のご協力のもとこの計画をまとめられたことに感謝するとともに、この計画によって、ユニバーサルデザインの考え方の浸透とあわせて品川区がすべての人にやさしいもっと暮らしやすいまちとなり、ますます発展されることを心から願っております。



平成20年3月 品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画改定委員会  
委員長 野村 欽

# 目 次

## はじめに

### 第1章 計画の改定にあたって

1 社会的背景と品川区のこれまでの取組 .....	3
1－1 社会的背景 .....	3
1－2 これまでのバリアフリー施策の課題 .....	8
1－3 バリアフリーからユニバーサルデザインへ .....	9
1－4 品川区における取組 .....	11
2 品川区における現状の課題 .....	18
3 改定の視点 .....	19
4 計画の策定体制 .....	20

### 第2章 計画の趣旨

1 計画の目的と位置づけ .....	21
1－1 計画の目的 .....	21
1－2 計画の位置づけ .....	21
2 計画の期間 .....	22
3 計画の推進体制 .....	22
4 計画の基本理念と基本方針 .....	23
4－1 計画の基本理念 .....	23
4－2 計画の基本方針 .....	23
5 施策の柱 .....	24
6 計画の推進方策 .....	25
施策の体系図 .....	26

### 第3章 施策の内容

1 ユニバーサルデザインの普及啓発 .....	29
1－1 現状と課題 .....	29
1－2 取組の方針 .....	29

1－3 取組の内容	30
2 だれもが安心して外出できるしくみづくり	35
2－1 現状と課題	35
2－2 取組の方針	35
2－3 取組の内容	36
3 公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進	40
3－1 現状と課題	40
3－2 取組の方針	40
3－3 取組の内容	42
4 事業者に対するユニバーサルデザイン推進の支援	46
4－1 現状と課題	46
4－2 取組の方針	46
4－3 取組の内容	47

## おわりに

### 資料編

1 計画策定の検討経緯	53
2 品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画改定委員会 名簿	54
3 庁内検討組織 名簿	55
4 品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画のあらまし	57

このページは白紙です

# はじめに

わが国ではノーマライゼーションの理念に基づき、障害者や高齢者を含むすべての人が、平等に社会資源を享受できる環境をつくり、社会参加の機会の平等を推進することが求められています。

こうした状況に対応し、品川区では、高齢者や障害者を含むすべての人々にやさしいまちをつくるため、平成9年3月に「品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画（以下、推進計画）」を策定し、公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化、やさしいまちガイドマップの作成などに取組んできました。

また、推進計画の実現に向け、「当事者参加」と「ハードとソフトの総合化」を基本理念としながら中延複合施設周辺地区（平成9年3月）および都南病院跡地周辺地区（平成19年3月）について、やさしいまちづくりプランを策定し、具体化していくなど、面的な整備にも力を入れてきました。

最近では、新たに“どこでも、だれでも、自由に、使いやすく”というユニバーサルデザインの考え方方が急速に普及してきており、国においても「ユニバーサルデザイン政策大綱」（平成17年、国土交通省）や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法、平成18年）、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年、内閣府）などの制度・施策の充実が図られてきています。これらにおいては、ハード整備だけでなく、共生社会の実現に向けた心のバリアフリーを推進するとともに、多様な関係者の参画による取組を拡げていく方向性が示されています。

品川区では、これらの社会変化や動向を踏まえつつ、すべての人にとてできる限り利用しやすいまちづくりを進めるには、ハードの整備と同時に心のバリアフリーを含むソフトの施策（意識づくり、情報提供、しくみづくりなど）をより充実していく必要があると考え、現行の推進計画を改定することとしました。

このページは白紙です

# 第1章 計画の改定にあたって

## 1 社会的背景と品川区のこれまでの取組

### 1-1 社会的背景

#### (1) 高齢化と少子化の進展

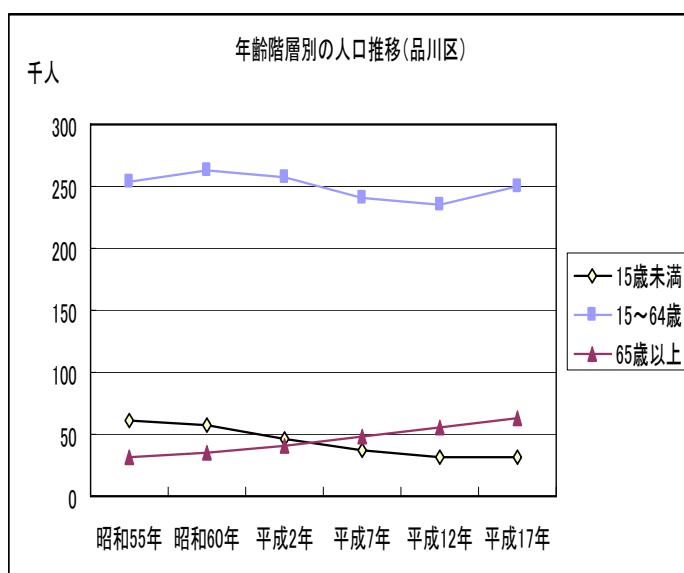
わが国では急速な高齢化が進展し、平成27年には国民の4分の1が高齢者になると予測されています。品川区でも高齢化は進み、平成17年には総人口の18.0%が高齢者となるなど、25年間で高齢者の割合は倍増しています。このことから、高齢者がいつまでも暮らしやすいまちづくりが求められています。

年齢階層別人口の推移（品川区）

	総数	人口(人)			構成比(%)		
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
昭和55年	346,247	60,765	254,287	31,000	17.5	73.4	9.0
昭和60年	357,732	58,200	263,597	35,489	16.3	73.7	9.9
平成2年	344,611	46,787	257,326	40,050	13.6	74.7	11.6
平成7年	325,377	37,101	240,819	47,260	11.4	74.0	14.5
平成12年	324,608	31,708	234,988	55,986	9.8	72.4	17.2
平成17年	346,357	32,272	250,405	62,211	9.3	72.3	18.0

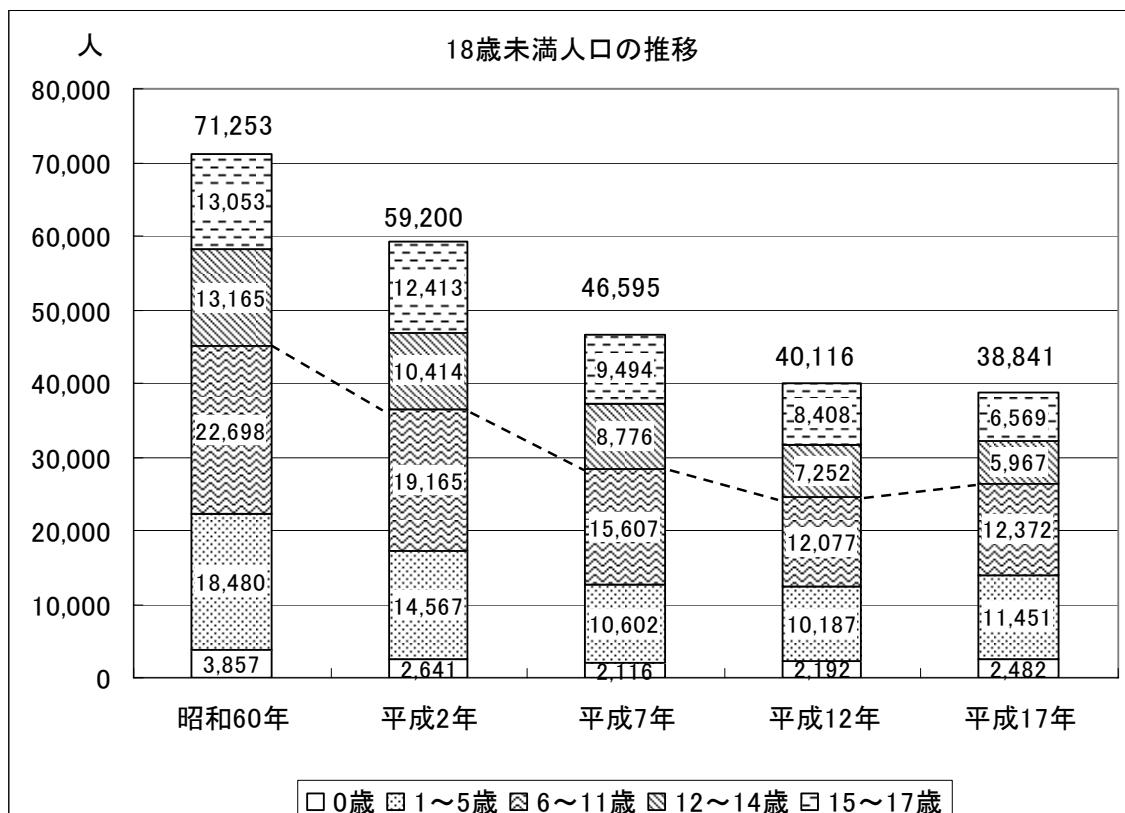
※総数は、年齢不詳を含んでいるため、各年齢階層人口の合計とならない

出典：国勢調査報告（総務省統計局）



出典：国勢調査報告（総務省統計局）

また、最近5年間では11歳以下の人口は微増傾向にあるものの、18歳未満の子どもの人口は一貫した減少傾向があり、少子化の傾向は続いていることから、今後も安心して子育てのできるまちづくりが求められています。



出典：国勢調査報告（総務省統計局）

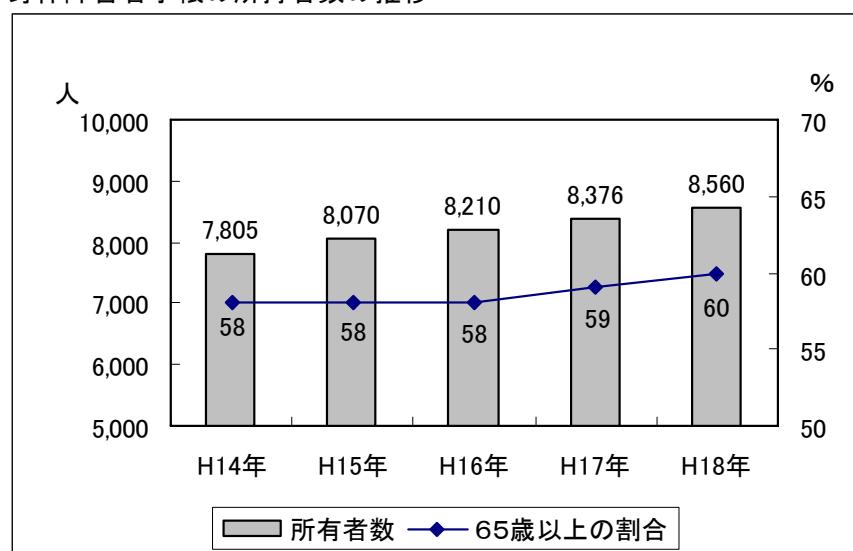
## (2) 障害者の自立と社会参加

障害のある人が自己選択と自己決定の下に、社会のあらゆる活動に参加できる社会をつくることが求められています。

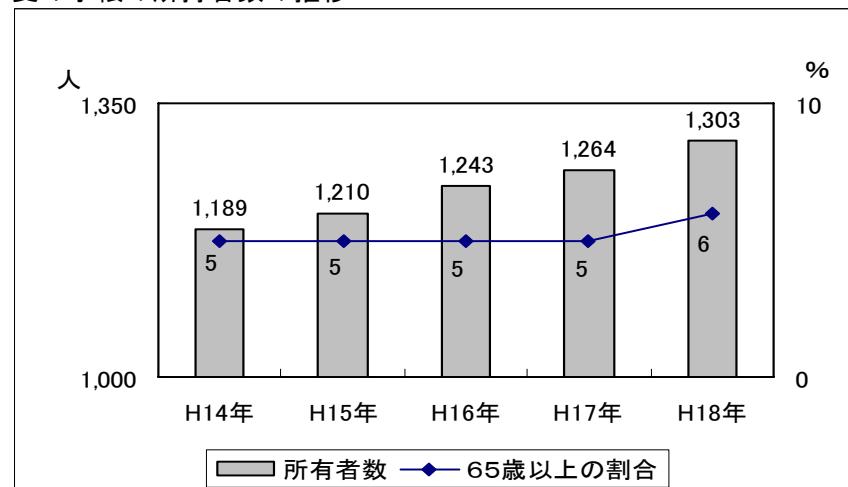
身体障害にとどまらず、知的障害、精神障害、発達障害など、障害のあるすべての人が安心して日常生活を送り、積極的に社会参加できるよう、バリアを除去し、自己実現と社会参加を支援する施策の推進が必要です。

品川区における障害者手帳所持者等の数の推移を見ると身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれについても微増傾向にあります。

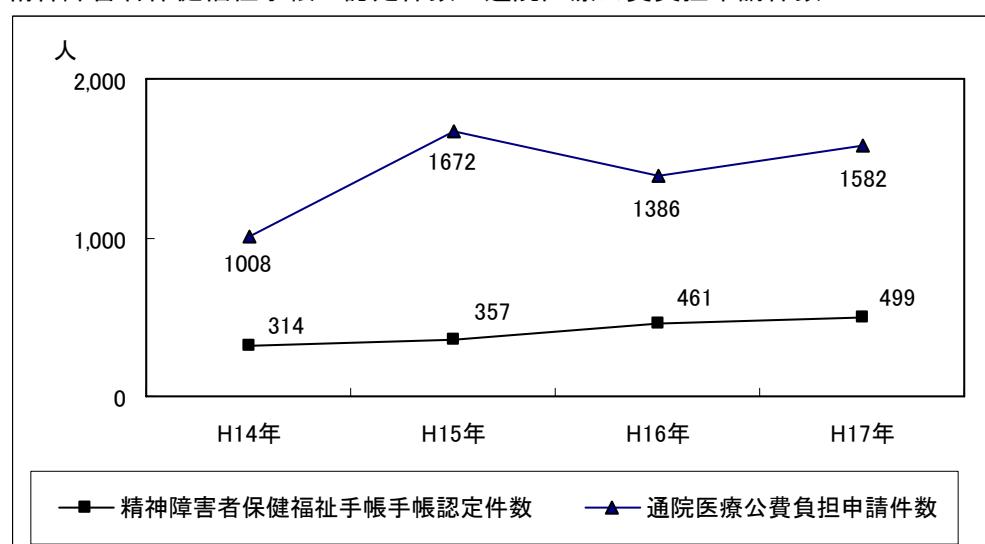
### 身体障害者手帳の所持者数の推移



### 愛の手帳の所持者数の推移



### 精神障害者保健福祉手帳の認定件数・通院医療公費負担申請件数



出典：障害者基本計画（平成19年3月 品川区）

### (3) ノーマライゼーション理念等の浸透

高齢化の進展や障害者の社会参加の重要性が認識されてきたことと相まって、高齢者や障害者を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、互いに支えあって生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるというノーマライゼーション理念が浸透してきました。

また同時に、ノーマライゼーションを具体化する概念の1つとして、貧困者やホームレス、文化的な相違により社会において孤立するなど、自立生活上の支援を必要としている人々を、社会の構成員として包み込み、共に生き、支え合い、だれもが排除されない社会づくりをめざすソーシャルインクルージョンの考え方も広がりつつあります。

さらに、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方も浸透しつつあり、ハード（もの）、人々の心、情報、制度・しくみ、サービスなど幅広い分野で取組が進んでいます。

### (4) 国における取組

高齢者に関しては、介護の社会化、自立支援、利用者本位のしくみづくりなどを目指した介護保険法が平成9年に制定され、平成12年度から介護保険制度が導入されました。

障害者に関しては、平成16年に障害者基本法が改正され、すべての障害者は、個人の尊厳が重視された生活を保障される権利と社会、経済その他あらゆる分野の活動への参加機会を付与されるとともに、何人も、障害者に対して、障害を理由として差別することやその他の権利利益を侵害してはならないという基本理念が明記されました。また、平成18年には障害者自立支援法が施行されました。

子どもに関しては、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるため、平成11年に新エンゼルプランが策定されました。

平成17年4月には次世代育成支援対策推進法が施行され、これに基づき、すべての自治体で行動計画が策定されました。

まちづくりに関しては、“どこでも、だれでも、自由に、使いやすく”というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた社会環境の実現に向け、ソフト・ハードの両面からバリアフリー化を進めるための基本施策として平成17年7月に「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されました。

そして、これを踏まえ、高齢者や障害者等の日常生活および社会生活における移動上の利便性と安全性の向上を図るために、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した総合的・一体的な法制度として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が平成18年12月より施行されています。

#### (5) 東京都における取組

東京都では平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、都市基盤施設や施設建築物における整備基準を定め、福祉のまちづくりを進めてきました。平成16年7月には改正ハートビル法に基づく「ハートビル条例」を制定し、これまでの取組を引き継ぐとともに、さらにバリアフリー化を推進するため、ハートビル法に定める対象用途への追加（学校、共同住宅、保育所等）、共同住宅を除く全ての用途において対象規模を引き下げ、義務化の基準を強化しています。

そして、バリアフリー新法の施行に伴い、「ハートビル条例」は「建築物バリアフリー条例」として、平成18年12月に公布、施行されています。

## 1－2 これまでのバリアフリー施策の課題

バリアフリーとは、高齢者や障害のある人などが日常生活や社会生活の中で障壁となるものを取り除いていこうという考え方です。ここでいうバリアとは、一般に次の4つとされています。

- ①交通機関、建築物等における「物理的な障壁」
- ②障害を理由として資格・免許等を制限する「制度的な障壁」
- ③点字や手話サービス、分かりやすい表示の欠如等による「文化・情報面の障壁」
- ④障害者への心ない言葉や視線、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の「意識上の障壁」

まちづくりにおいては、全国的にハートビル法や交通バリアフリー法に基づいたさまざまな取組が行われ、ハード・ソフト両面で一定の進捗が見られています。

一方、これまでのバリアフリーに関する施策では、個々の施設や駅周辺等の一定の地区の整備に重点がおかれていたため、地域全体のまちづくりや交通ネットワーク全体でバリアフリーのあり方を考えていくという取組が必ずしも十分ではありませんでした。

個々の施設の整備についても、現状やニーズを把握し、改善策を示すなどバリアフリー化を進めていく道筋が明確に示されず、また、管理者側の理解や意識、利用者の意見の反映が不十分であったために、施設が使いにくいものとなってしまった例もあります。

このほか、一般の利用者は使わない障害者専用の通路を遠く離れた場所に設けてしまう例、利用者本人の能力や意思に関わらず、係員の監督、操作の下でしかエスカレーター等を利用させない例もみられます。

今後のバリアフリー施策を展開するうえでは、これらの課題を解決し、より一層質の高い取組が求められています。

### 1-3 バリアフリーからユニバーサルデザインへ

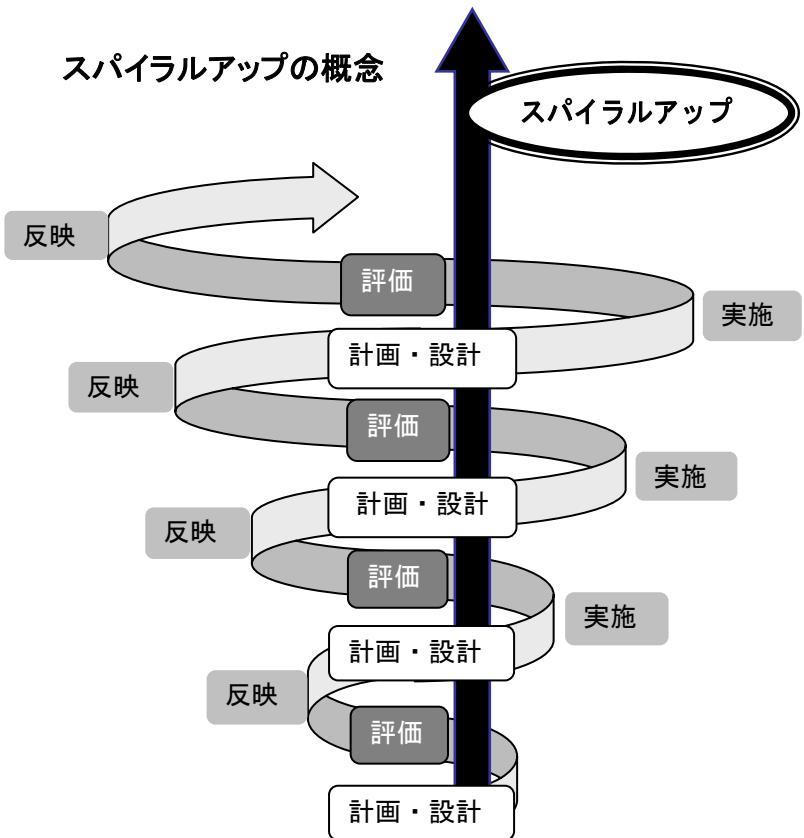
わが国において、バリアフリーは、高齢者や障害者などの特定の人に対するさまざまなバリア（障壁）を取り除いていくという観点から行われてきました。

最近では、「すべての人のためのデザイン（構想・計画・設計）」であるユニバーサルデザインの考え方方が重視されるようになりました。これは、「年齢、性別、人種、個人の能力にかかわらず、はじめからすべての人ができる限り利用可能なように製品や建物、環境をデザインする」という利用者本位の考え方に基づくデザインで、ハード面での施設の整備からソフト面での対策までをも含む概念です。この言葉や考え方方は、1980年代に、米国の建築家でノースカロライナ州立大学ユニバーサル・デザインセンター所長であった故ロナルド・メイス氏によって提唱されました。



なお、ユニバーサルデザインは形状そのものを表す言葉ではなく、考え方を表すものであり、その考え方にはプロセスも含まれています。ユニバーサルデザインの実践では「すべての人ができる限り利用可能」な形状そのものにゴールはないという前提のもと、つねに改善していくという継続的な取組が重要かつ不可欠です。

したがって、一つひとつの事業で利用者の声を反映し改善していくプロセス、すなわちスパイラルアップのしくみを構築していくことが必要となります。ある事業での教訓を他の事業に活かすことでもスパイラルアップの一つです。スパイラルアップについては、概念への理解は広がりつつあるものの、明確な方法は確立されておらず、各地域での創意工夫が求められています。



バリアフリーが「障壁により不利益を被っている障害者等を対象とし、障壁を除去する」という考え方から始まったのに対し、ユニバーサルデザインは「すべての人を対象とし、あらかじめ障壁をつくらない」考え方であり、また、評価・改善のプロセスについての概念も含んでいる点が異なっています。ただし実際には、バリアフリーがユニバーサルデザインと同様の意味で用いられている例も多く、必ずしも両者が明確に区別されていないのがわが国の実情です。

本計画では、「すべての人のために」「あらかじめ障壁をつくらず」「評価・改善を継続する」という視点をより明確にするため、「ユニバーサルデザイン」の表現を積極的に用いています。

## 1－4 品川区における取組

社会的な環境変化や動向を踏まえ、品川区においてもだれもが快適で暮らしやすいまちづくりに向けた施策展開をしてきました。

昭和53年には、「東京都福祉の街づくり整備指針」の策定（昭和63年度）に先立ち、不特定多数の人が利用する建築物等を区民が支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備することを目的として「品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱」を制定しました。この要綱は、その後、平成16年までに4回の改正を経て現在に至っており、宿泊施設・娯楽施設等（延べ床面積が300m<sup>2</sup>～1,000m<sup>2</sup>）、事業所（同2,000～3,000m<sup>2</sup>）、集合住宅（20戸以上で床面積2,000m<sup>2</sup>以下）などに適用されています。

また、平成2年度には、東京都福祉のまちづくりモデル地区の指定を受けた新馬場駅周辺地区において、福祉のまちづくり推進協議会を設置し、駅舎へのエスカレーターの設置をはじめ、道路・公園の整備を実施しました。

さらに、こうした状況を踏まえ、品川区における福祉のまちづくりの指針となる「品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画」を平成9年3月に策定し、まちづくりの基本理念として「当事者参加による計画づくり」および「ハードとソフトの総合化」を掲げ、重点地区における重点的取組を、既存計画・関連事業と連携し、当事者参加と庁内横断的な取組のもとに進めるという基本方針および重点地区における具体的な取組の方針等を明らかにしました。

そして、推進計画を具体化するモデル的なプランとして「中延複合施設周辺地区やさしいまちづくりプラン」を平成9年3月に、「都南病院跡地周辺地区やさしいまちづくりプラン」を平成19年3月に策定しました。

平成15年3月に策定した「品川区地域福祉計画」では、だれもが住み慣れた地域で安心していきいきと生活していくためには、身近な問題にきめ細かく対応できるような地域に根ざした助け合いのしくみを区民と行政が協力してつくり上げていくことが必要であるとし、区民と行政が協働して主体的に活動するための目標、指針を示しました。

## 品川区における地域福祉の展開



出典：品川区地域福祉計画のあらまし（平成15年6月 品川区）

平成18年度には「品川区障害者基本計画」を策定し、「自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ」を基本理念に掲げ、地域生活を中心とした自立支援体制の構築、障害特性に対応した生涯にわたる包括的・継続的支援の展開、地域ネットワークによる総合的・効果的な施策の推進を基本方針として各種施策の方向性を示しました（別表参照「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関わる主な取組」）。

品川区では、これらの計画に基づいてさまざまな施策・事業を展開してきました（別表参照「品川区のやさしいまちづくり関連事業主な実績一覧」）。

また、平成8年度に設置した「品川区やさしいまちづくり推進協議会」は、区民や関連団体、交通関連事業者、区等が協議・検討する場として継続的に開催しています。

【バリアフリー・ユニバーサルデザインに関わる主な取組】

期	年度	品川区	東京都	国
第一期	1978 (昭53)	・品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱制定		
	1981 (昭56)		・国際障害者年東京都行動計画	・国際障害者年
	1988 (昭63)		・東京都福祉のまちづくり整備指針	
第二期	1990 (平2)	・東京都福祉のまちづくりモデル地区の指定を受け、高齢者施設を含む新馬場駅周辺において、福祉のまちづくり推進協議会を設置し、駅舎へのエスカレーター設置、道路・公園整備等を実施 (~1994)		
	1991 (平3)		・ノーマライゼーション推進東京プラン	
	1994 (平6)			・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハービル法)
第三期	1995 (平7)	・しながわやさしいまちガイドマップ作成	・東京都福祉のまちづくり条例一部施行	・福祉のまちづくり計画策定の手引き ・高齢社会対策基本法 ・障害者プラン
	1996 (平8)	・高齢者や障害者にやさしいまちづくり計画推進事業の国指定を受け、品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画を策定 ・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会を設置 ・中延複合施設周辺地区やさしいまちづくり推進協議会を設置し、プランを作成	・東京都福祉のまちづくり条例全面施行	

(続き)

期	年度	品川区	東京都	国
第三期 (続き)	1997 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都地域福祉推進計画改定</li> <li>・子どもが輝くまち東京プラン</li> <li>・東京都福祉のまちづくり推進計画</li> </ul>	
	1999 (平11)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エンゼルプラン</li> </ul>
	2000 (平12)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都福祉のまちづくり条例改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）</li> <li>・介護保険法施行</li> </ul>
	2001 (平13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次長期基本計画策定</li> <li>・品川区市街地整備基本方針（都市計画マスターplan）策定</li> </ul>		
	2002 (平14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品川区地域福祉計画策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新障害者プラン</li> <li>・身体障害者補助犬法</li> </ul>
	2004 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハートビル条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法改正</li> <li>・バリアフリー化推進要綱</li> </ul>
	2005 (平17)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザイン政策大綱</li> <li>・次世代育成支援対策推進法</li> </ul>
	2006 (平18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都南病院跡地周辺におけるやさしいまちづくりプラン策定</li> <li>・品川区障害者基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物バリアフリー条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）施行</li> <li>・障害者自立支援法施行</li> </ul>

【品川区のやさしいまちづくり関連事業 主な実績一覧（平成9～18年度）】

事業	実施内容	分類			
		ハード	ソフト		
心	しくみ	情報	協働※		
ふれあいサポート活動	給食配食サービス(学校給食延べ219人、夕食延べ117人)、高年者懇談会(114回)、災害時要援護者避難誘導ワークショップ(65町会・自治会延べ79回)、ふれあい健康塾(77回)等	○	○	○	○
災害時助け合いシステム	避難誘導ワークショップ(延べ79回実施) 防災アドバイザー研修(研修修了者125名)		○		○
歩きたばこ防止キャンペーン	5駅での路上喫煙の取り締まり活動		○		
都南病院跡地高齢者福祉施設等に伴うやさしいまちづくりプラン策定	高齢者、障害者を含むだれにでもやさしいまちづくり(面的整備)とソフト施策の推進	○	○		○
鉄道駅エレベーター等整備助成	11駅21基(うちエレベーター18基、エスカレーター3基、スロープ、だれでもトイレ1基)	○			
「やさしいまちガイドマップ」更新	ホームページにて公開			○	
街角サイン作成・設置	五反田駅と不動前駅に高齢者施設への"街角サイン"(2基)を設置	○		○	
視覚障害者用ガイドマップ作成	視覚障害者の社会参加を支援するための触地図(300部)を作成			○	○
しながわお休み石	"バス停お休み石"及び"くつろぎお休み石"(78箇所、224基)を設置	○			○
高齢者・身障者対応信号機	歩行者青信号延長信号(31箇所)、音声信号機(40箇所)	○			
交通安全対策	参加体験型高齢者交通安全教室	○			
	お元気だより発行(20,000部)			○	
	幼児を対象とした交通安全の啓発	○			
	独居高齢者交通安全教室	○			
道路公園河川等の監察事務	商品せり出し(699件)、置き看板(772件)の撤去是正		○		
しながわ景観美化隊	ボランティア団体が「しながわ景観美化隊」を発足し、違反広告物(48,848枚)を撤去	○	○		
駅周辺等放置自転車対策	監視員による自転車放置防止 クリーンキャンペーン(撤去29,503台)		○	○	
区営自転車等駐車場整備有料化事業	財団からの駐輪場(6箇所)の引継ぎ、改修	○			

(続き)

事業	実施内容	分類			
		ハード	ソフト		協働※
			心	しくみ	
道路バリアフリー事業	側溝段差解消(474箇所)、歩道の平坦化(217箇所)、視覚障害者誘導用ブロック敷設(675m)	○			
交通安全施設整備	急勾配道路における手すり設置(4箇所167.2m)	○			
私道整備事業	階段等に手すり設置(6箇所52.3m)	○			
公園バリアフリー事業	7箇所について、車いすゲート(5基)、園内通路(409m)、水飲み(3基)、入口・園路等の段差解消、歩行空間の確保等の改修、公園5箇所、児童遊園2箇所を整備	○			
しながわ中央公園整備	「だれでもトイレ」設置、車いすゲート・入口の段差解消、周辺道路の歩行空間設置等	○			
公園安全点検ボランティア「あるある点検隊」	「あるある点検隊」により、公園遊具や公園内の死角などを点検する		○	○	○
大井駅東口ペデストリアンデッキスロープ事業	既存ペデストリアンデッキにスロープを接続(延長67m)	○			
八潮橋エレベーター整備	八潮橋脇に車いす対応型エレベーターを設置	○			
ハツ山歩道橋改修	品川駅東口における歩道橋の撤去・新設とスロープの設置	○			
公衆便所整備	大井町東口駅前に「だれでもトイレ」を設置	○			
東急目黒線連続立体交差事業	武蔵小山駅(エレベーター1箇所、エスカレーター3箇所)、西小山駅(エレベーター1箇所、エスカレーター1箇所)	○			
りんかい線全線開通	りんかい線:新駅、JR:大井町駅、大崎駅、東急:大井町駅でのバリアフリー化	○			
大崎駅周辺地区再開発事業	大崎駅東口歩行者デッキの(エレベーター、エスカレーター、視覚障害者誘導用ブロック)整備	○			
都市再生事業	大崎駅東口にエレベーター(車いす対応型)の設置	○			
西大井駅前南地区再開発	だれでもトイレ、車いす対応型エレベーター、段差解消、手すり、視覚障害者誘導用ブロックの設置	○			
東品川四丁目再開発		○			

※表中の「ハード」は都市基盤施設等の整備、「心」は意識啓発・学習の場づくり、「協働」は区民・事業者等と区が協力して取組んだ事業を指す。

## 2 品川区における現状の課題

品川区では前項に示すように、だれもが快適で、安全・安心して暮らせるまちづくりに向けた取組を全庁的に展開してきました。

今後はさらに次のような課題を改善していくことが求められています。

### バリアフリーやユニバーサルデザインに関する理解と実践の推進

区民・事業者・行政など、まちを構成するすべての人がバリアフリーやユニバーサルデザインに関する認識や理解をより深め、普段の生活や生産活動において実践していくことが必要となっています。

### やさしいまちづくりに係わる発想、意識の転換

これまで主に高齢者や障害者に対して「やさしさ」や「思いやり」という表現を使うことが多かったのですが、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョン、共助を進める視点から、「すべての人にやさしい」「だれもが普通に暮らせるのがあたりまえ」「おたがいさま」などの表現、意識へと転換していくことが望まれています。

### ハード整備による安心・安全なまちづくりの一層の推進

これまで各種関連法規、条例の施行に基づき公共施設や交通施設において積極的にハード整備が進められてきていますが、今後もさらに整備充実していくことが必要です。

### まちづくりにおけるソフト施策（心、しくみ、情報）の構築と実践

これまでハード整備を主体に進めてきましたが、すべての区民のニーズに応えるためには、助け合いの意識づくりや、適切な情報提供、協働のしくみづくりなどソフト面の施策も重要であり、これらをより一層充実することが求められています。

### 区民・事業者等の参画促進と行政との協働の推進

上記のような取組は行政のみで進めることはできません。ボランティアへの支援やNPOとの協働、企業による社会貢献活動と事業者としての責務の遂行などを進め、多様な主体の参画を促進するとともに、行政との協働をさらに進めていくことが求められています。

### 3 改定の視点

前述の課題を踏まえ、計画改定の視点を以下のとおりとします。

ハードとソフトの連携、  
ユニバーサルデザインの推進を主眼とした取組へ

すべての人にとって暮らしやすいまちづくり

●ユニバーサルデザインの考え方や地域福祉の理念に基づき、高齢者や障害者等だけでなく、子どもや外国人を含めたすべての人にとって快適で安心・安全なまちを目指す。

ハード施策とソフト施策との連携の推進

●ハードと連携したソフト施策を構築する。  
●人々の意識づくりや情報提供、案内・誘導、制度・しくみづくりなどのソフト施策を充実する。

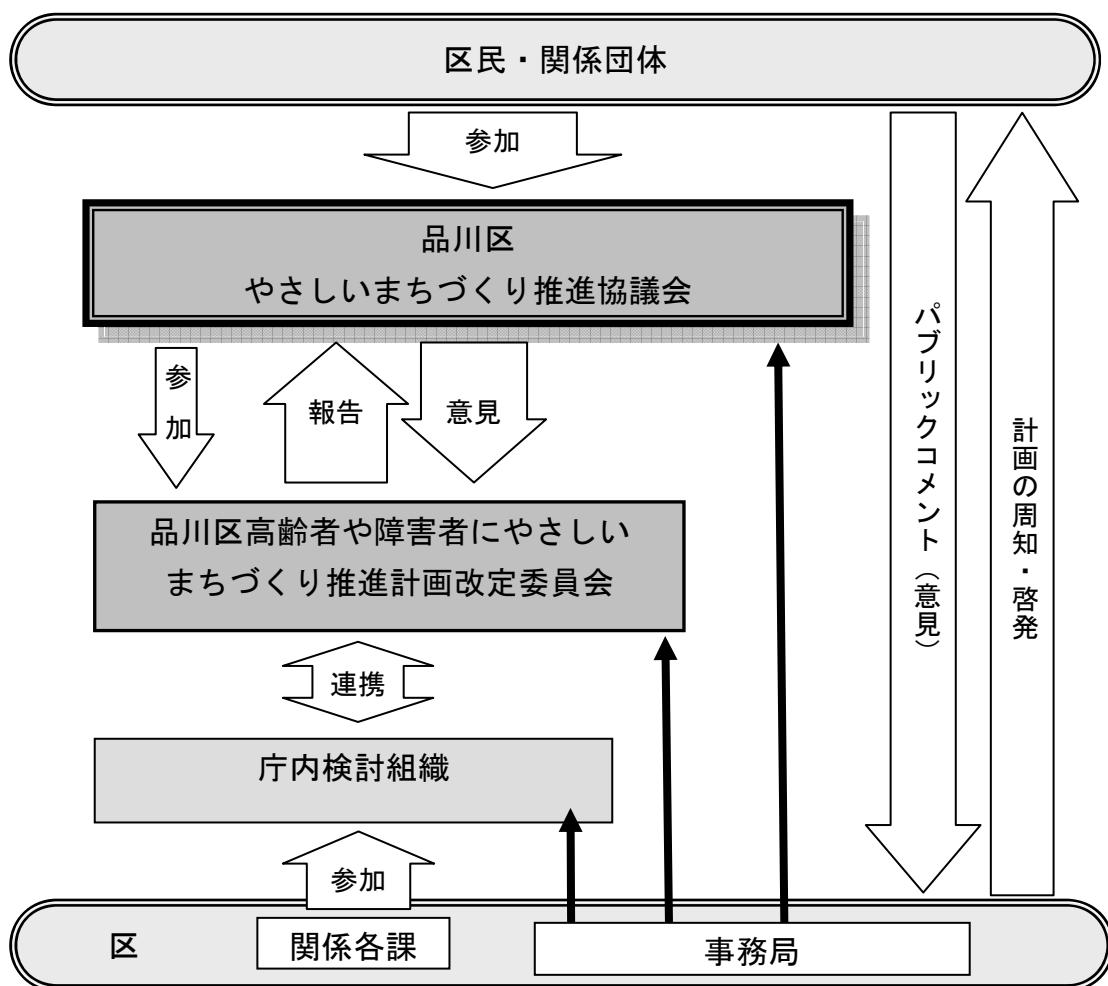
公共施設におけるユニバーサルデザインの推進

●日常的に利用されている公共施設（建築物、道路、公園等）のユニバーサルデザインを行政が率先して取組み、民間事業者を牽引する。

## 4 計画の策定体制

計画策定のため、「品川区やさしいまちづくり推進協議会」の構成委員の代表および学識経験者からなる「品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画改定委員会」および関係各課からなる庁内検討組織を設置して検討を進めてきました。

また同時に、「障害者七団体懇談会」の開催、「パブリックコメント」の実施（平成20年2月）等を通じ、広く区民からご意見をいただき、今後の計画内容の検討に反映していくとともに、本計画の推進を図る「品川区やさしいまちづくり推進協議会」の協議を経て策定しました。



# 第2章 計画の趣旨

## 1 計画の目的と位置づけ

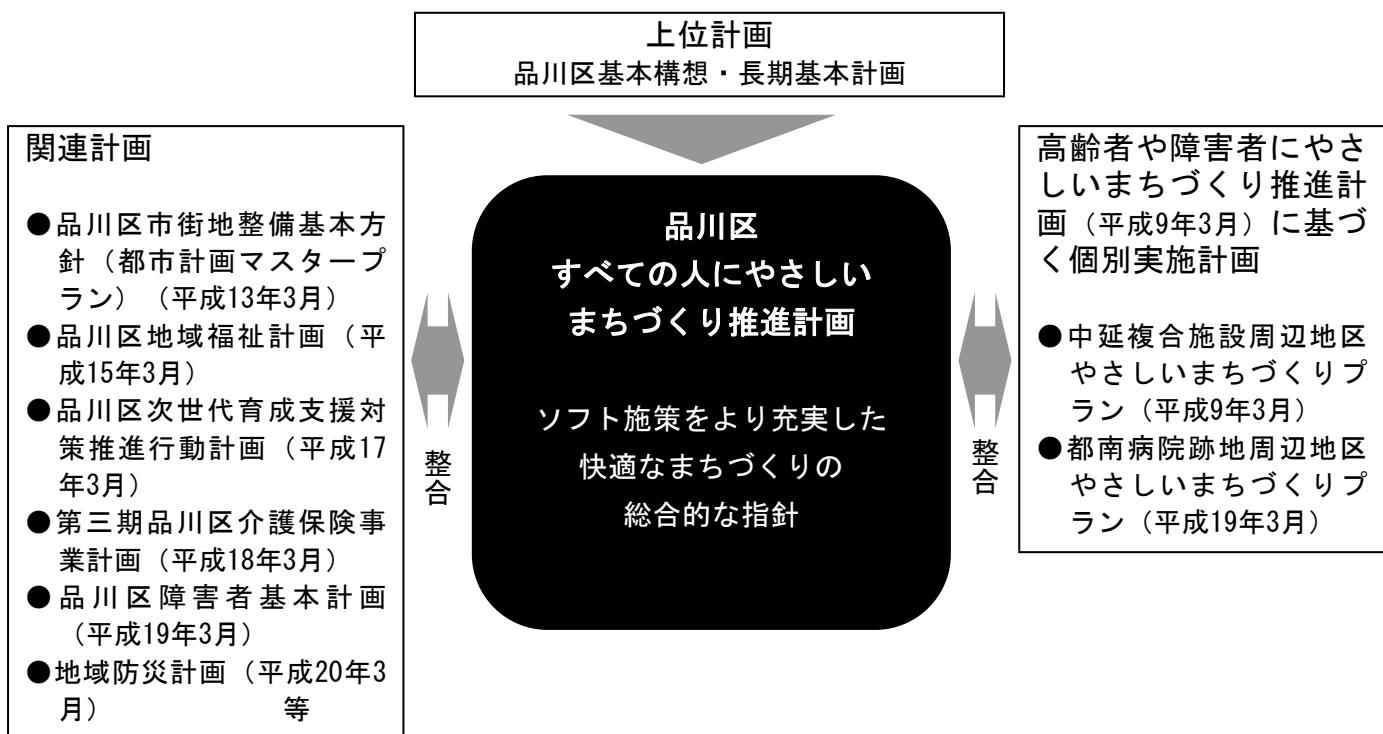
### 1-1 計画の目的

本計画は、すべての人ができる限り快適で安全・安心に過ごせるやさしいまちづくりに必要なハードおよびソフトの施策・事業を総合的・体系的に示し、区民・事業者・区の協働のもとに推進することを目的とします。

### 1-2 計画の位置づけ

本計画は、ソフト施策をより充実した快適なまちづくりのための総合的な指針です。

また、「品川区基本構想・長期基本計画」に基づき、「品川区市街地整備基本方針」、「品川区地域福祉計画」、「品川区障害者基本計画」等の関連計画と整合を図り、策定するものです。



## 2 計画の期間

---

計画の期間は、品川区長期基本計画との整合を図るため、平成20年度を初年度とし、平成30年までの概ね10ヵ年とします。

計画期間

	平成 18 年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
品川区長期基本計画													
品川区すべての人にやさしい まちづくり推進計画													
品川区 地域福祉計画													
品川区 障害者基本計画													

## 3 計画の推進体制

---

品川区は、本計画に基づいて施策・事業を実施するとともに、区民・事業者の参加および多様な主体による協働を促進します。

また、「品川区やさしいまちづくり推進協議会」において定期的に進捗状況を確認し、事業の見直し・改善に努めます。

事業者には本計画が示すバリアフリーやユニバーサルデザインの取組について理解を深め、主体的かつ積極的に取組み、また同時に区民や本区の意見を反映していくことが期待されます。

区民には本計画が示すバリアフリーやユニバーサルデザイン推進のための取組について理解を深め、その推進に寄与することが期待されます。

## 4 計画の基本理念と基本方針

### 4-1 計画の基本理念

#### だれもがふつうに暮らせるまちづくり

～みんなに平等、安全・安心、おたがいさまのまちづくり～

ノーマライゼーション理念とソーシャルインクルージョンの考え方に基づき、だれもが平等で、安全・安心に過ごし、また、おたがいさまの意識が行き渡ったまち、だれもがふつうに暮らせるまちづくりを目指します。

### 4-2 計画の基本方針

#### だれもが快適なユニバーサルデザインのまちづくり

高齢者、障害者、子ども・子ども連れ、妊婦、外国人などを含むすべての人にとって暮らしやすいまちを目指し、区民の声を反映しながら事業者とともに継続的に改善する取組を進めます。

#### もの・心・しくみのバリアをなくすまちづくり

障害のある方が安心して生活できるよう、街なかにおける物理的なバリア（もの）、人々による差別・偏見のバリア（心）、すべての人に平等といえない制度のバリア（しくみ）の解消に努めます。

#### ソフトとハードが相乗効果を生むまちづくり

まちづくりにおけるバリアフリー空間の整備だけで終わらせるのではなく、区民の協力による助け合い、マナーの向上など、ソフトの施策を組み合わせることにより、より一層の効果を引き出します。

## 5 施策の柱



### 1 ユニバーサルデザインの普及啓発

地域を構成する区民・事業者・行政がユニバーサルデザインに関する理解を深めるとともに、福祉関連に関わる人材の育成に努めます。また、地域でともに支え合う参画と協働のしくみづくりや、まちづくりに関する幅広い情報提供を進めます。



### 2 だれもが安心して外出できるしくみづくり

だれもが安全・快適に外出できるよう、支援や案内・誘導などのしくみづくりを推進します。

また、災害や事故・犯罪を防止したり、その被害を軽減するためのしくみを強化していきます。



### 3 公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進

区において、公共建築物、道路、公園など公共施設のユニバーサルデザインを率先して進めます。

その際、公共施設内の案内・移動介助、コミュニケーション支援などの取組もあわせて推進します。



### 4 事業者に対するユニバーサルデザイン推進の支援

多くの人々が身近に利用する公益施設（郵便局、病院、福祉施設など）や商業施設等の事業者に対し意識啓発を進め、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備を推進するよう働きかけていきます。

また、施設整備のために必要な支援を行うとともに、事業者の取組に対する評価や認定を行うしくみの導入について検討します。

## 6 計画の推進方策

---

①推進体制とともに協働のしくみを明確にします

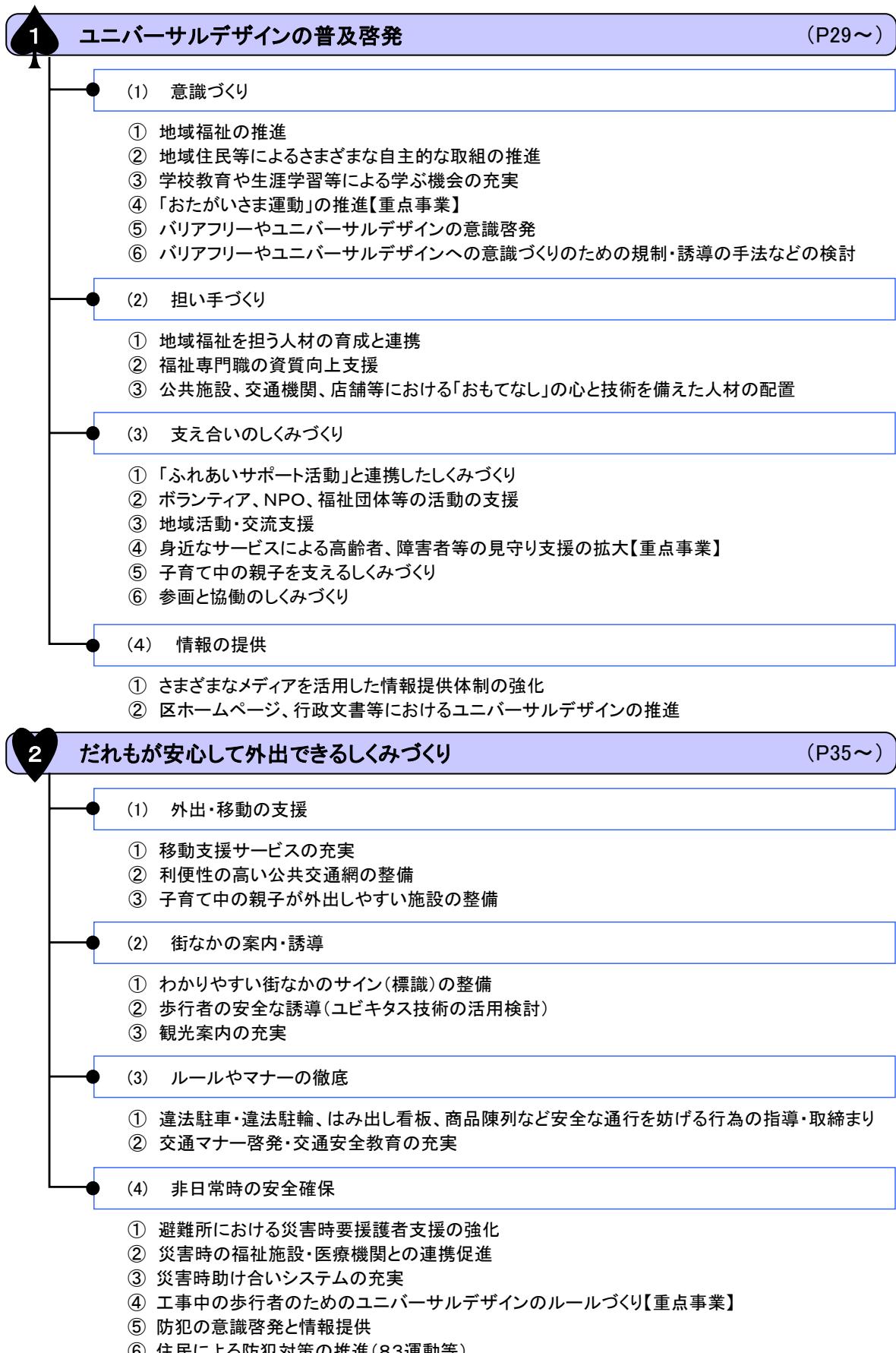
②区が率先して取組むとともに、区民や民間事業者等の活動を活性化します

③区内13の地域センターを核とした日常生活圏域における地域福祉活動との連携を図ります

④施策の重点化により、計画の実効性を高めます

⑤計画の実施状況を定期的に把握し、評価・改善していきます

## 施策の体系図



### 3

## 公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進

(P40～)

### (1) 面的なまちづくり

- ① 拠点施設周辺における福祉のまちづくり重点地区の設置【重点事業】
- ② 再開発事業におけるユニバーサルデザインの導入・推進
- ③ 民間開発におけるユニバーサルデザインの誘導
- ④ 密集市街地の整備におけるバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの誘導

### (2) 公共建築物等

- ① 公共施設や商店街等におけるユニバーサルデザインの推進
- ② 施設内の案内・移動介助員の配置
- ③ 手話通訳者などコミュニケーション手段の充実

### (3) 道路・公園・駐車場

- ① 安全な生活道路・歩行者空間の整備
- ② 快適な道路空間の創出
- ③ だれもが安心して利用できる安全な公園づくり
- ④ 駐車場におけるユニバーサルデザインの推進
- ⑤ 災害時に配慮した施設整備

### (4) 公共交通施設等

- ① 鉄道駅と車両のバリアフリー化整備継続と移動介助の充実促進
- ② バス路線の整備拡充とノンステップバスの導入促進

### 4

## 事業者に対するユニバーサルデザイン推進の支援

(P46～)

### (1) 事業者への意識啓発

- ① やさしいまちづくり推進協議会を通じたネットワークの拡充
- ② 事業者のネットワーク活動の支援
- ③ 啓発パンフレットの作成
- ④ 商店街への働きかけ

### (2) 施設整備の支援

- ① 関連法令の周知
- ② 総合相談窓口の設置検討
- ③ 区内先進取組事例の情報収集・提供

### (3) 補助制度の活用促進

- ① 補助制度の情報提供、窓口紹介
- ② 移動支援サービスの充実や理・美容室等のバリアフリー化に対する補助制度の導入検討

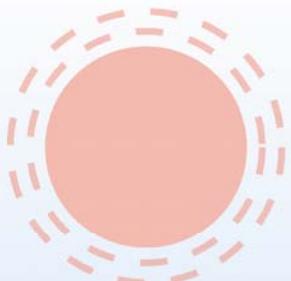
### (4) 評価・改善のしくみづくり

- ① 住民の意見の幅広い聴取
- ② ユニバーサルデザインを点検する区独自の「指標」と「プログラム」の作成【重点事業】
- ③ 区独自の認定制度の検討【重点事業】

## 品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画 概念図

### 計画の推進方策

- ①推進体制とともに協働のしくみを明確にします
- ②区が率先して取組むとともに、区民や民間事業者等の活動を活性化します
- ③区内13の地域センターを核とした日常生活圏域における地域福祉活動との連携を図ります
- ④施策の重点化により、計画の実効性を高めます
- ⑤計画の実施状況を定期的に把握し、評価・改善していきます



### 施策の柱

- 1 ユニバーサルデザインの普及啓発
- 2 だれもが安心して外出できるしくみづくり
- 3 公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進
- 4 事業者に対するユニバーサルデザイン推進の支援

### 計画の基本方針

- だれもが快適なユニバーサルデザインのまちづくり
- もの・心・しきみのバリアをなくすまちづくり
- ソフトとハードが相乗効果を生むまちづくり

### 計画の基本理念

**だれもがふつうに暮らせるまちづくり**

～みんなに平等、安全・安心、おたがいさまのまちづくり～

# 第3章 施策の内容

## 1 ユニバーサルデザインの普及啓発

### 1-1 現状と課題

高齢者や障害者などの自立や社会参加を進めるためにバリアを取り除こうというバリアフリーの取組が進められてきましたが、最近では、すべての人のために、はじめからバリア（障壁）をつくらないというユニバーサルデザインの考え方方が重視されるとともに、すべての人に対して情報の入手・発信を容易にする情報バリアフリーの取組も必要となっています。

品川区では、地域福祉を推進するため、地域センターを拠点とした13地区ごとに参加と支え合いを具体化する「ふれあいサポート活動」を展開し、また、認知症サポーターの育成も推進していますが、これらの支え合いのしくみをさらに充実していくことが必要となっています。

また、区民の福祉に対する理解を深めるため、学校教育を通じた福祉教育の推進、社会福祉協議会ボランティアセンターにおける各種ボランティア講座の開催などを行ってきましたが、今後これらの取組を拡充し、より幅広い区民・事業者への意識啓発を進めていくことが求められます。

さらに、品川介護福祉専門学校（品川福祉カレッジ等）において専門的な福祉人材の育成に積極的に取組んでいますが、高齢者や障害者等の日常生活や社会参加を支援するため、身近な地域で担い手となる人材をさらに確保することも必要となっています。

そのほか、パソコンやインターネット、携帯電話などの情報通信技術（ＩＴ）も活用しながら、まちづくりに関する情報を、誰にもわかりやすく提供することが必要となっています。

### 1-2 取組の方針

地域を構成する区民・事業者・行政がユニバーサルデザインに関する理解を深めるとともに、地域で福祉を担う幅広い人材の育成を進めます。

また、地域でともに支え合う参画と協働のしくみづくりや、まちづくりに関する情報提供をさらに進めます。

### 1－3 取組の内容

#### (1) 意識づくり ▶ 意識啓発と学ぶ場の充実を進めます

##### ① 地域福祉の推進

- 地域福祉を推進するため、区内13の地域センターを核として、社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員等が連携・協力して実施している高年者懇談会・ふれあいサロン（会食）、地域食事サービス（配食）、災害時助け合いシステムづくりなどの多様なふれあいサポート活動をさらに拡充します。

##### ② 地域住民等によるさまざまな自主的な取組の推進

- 学校の安全対策として、非行・犯罪被害防止教育を推進するセーフティ教室事業を全小・中学校で実施したり、学校安全ボランティアを充実させるなど、地域住民による自主的な取組を推進します。

##### ③ 学校教育や生涯学習等による学ぶ機会の充実

- 学校教育や生涯学習等を通じてバリアフリーやユニバーサルデザインについて学ぶ場を充実します。

##### ④ 「おたがいさま運動」の推進【重点事業】

- 8・3運動<sup>1</sup>、席譲りなどの運動が個別に地域で実践されていますが、これらをより大きな運動へと展開していくために、「困ったときはおたがいさま」という意識啓発の活動に区職員が率先して取組むとともに、区民、関係組織、事業者などと協働して推進します。
- 平成20年度は、関係者により具体化の方策について検討を開始します。

---

1 「8・3（ハチサン）運動」 午前8時と午後3時頃に散歩や買い物等で大人が外に出て児童を見守る運動。区は防災行政無線屋外スピーカーで子どもの下校時間の午後3時にあわせ保護者や地域の方々への放送をしたり、8・3運動のマスコットである「ハチ」を印刷したステッカーを作成し、区役所が所有する車両に貼りつけて走行するなどの取組を実施している。

**⑤バリアフリーやユニバーサルデザインの意識啓発**

- 高齢者や障害者が生活しやすい住宅を普及啓発するため、品川区バリアフリー住まい館<sup>2</sup>を運営・活用するとともに、バリアフリートラベルセミナー等の講習会を開催します。

**⑥バリアフリーやユニバーサルデザインへの意識づくりのための規制・誘導の手法などの検討**

- ガイドラインや要綱等による規制や誘導の手法について検討します。

**(2) 担い手づくり ▶ 福祉活動に携わる人材を育てます**

**①地域福祉を担う人材の育成と連携**

- 高齢者や障害者等の地域生活を支援する地域団体やボランティア等の人材育成を推進します。

**②福祉専門職の資質向上支援**

- 品川介護福祉専門学校「品川福祉カレッジ」と連携し、認知症専門コースやケアマネジャー向け住宅改修（初級・上級）特別講座を継続実施するなど、福祉専門職の資質をより一層向上させます。

**③公共施設、交通機関、店舗等における「おもてなし」の心と技術を備えた人材の配置**

- 公共施設、交通機関、店舗等の多数の区民が利用する施設において、ユニバーサルデザインの視点から、サービス介助士<sup>3</sup>をはじめ、来訪者を歓迎する「おもてなし」の心と技術を備えた人材の配置を進めます。

---

2 「品川区バリアフリー住まい館（高齢者や障害者にやさしい住宅モデルルーム）」 高齢者や障害者向けに住宅を新築・改築、改造する際に参考としていただくために開館している。バリアフリー住宅の見学や福祉用具の体験ができ、専門の建築士の相談、体験セミナーの開催等も行っている。

3 「サービス介助士」 ホームヘルパーが、主として在宅介護を目的としているのに対し、入浴や排泄・食事の介助までは必要としない、比較的元気な方々の社会生活の介助をする者。サービス介助士（ケアフィッター）は、NPO法人日本ケアフィットサービス協会事務局が実施する資格で、受験には特に制限はなく、通信講座の受講、実技教習を経て検定受験により資格を取得する。近年、ホテルの従業員、鉄道の駅員、百貨店の店員、銀行の行員など流通・サービス業界でサービス介助士の資格を取得する人が増加している。

(3) 支え合いのしくみづくり ▶ 地域で自主的に支え合うしくみをつくります

① 「ふれあいサポート活動」と連携したしくみづくり

- ふれあいサポート活動で実施している高年者懇談会や災害時助け合いシステムづくりなどの事業を通して、地域での支えあいをより一層推進します。
- ふれあいサポート活動で実施している学校給食配食のボランティアなどを通じ、地域高齢者と小学生との交流を進めていきます。
- 高齢者クラブ地域会の地区ふれあいサポート活動会議への積極的な参加と、地域高齢者を対象とした健康教室などの自主活動を広げていきます。

② ボランティア、NPO、福祉団体等の活動の支援

- ボランティア、NPO、福祉関連団体等の活動を活発化していくため、品川区社会福祉協議会が運営する品川ボランティアセンターの機能を拡充します。
- ボランティアの参加が進むよう、「いきいきラボ関が原<sup>4</sup>」や「ほっと・サロン<sup>5</sup>」などの場と機会の充実を支援します。
- 団塊の世代を含むヤングシニア（55歳前後から64歳）に対して、ボランティア活動への理解と参加を積極的に呼びかけていきます。

③ 地域活動・交流支援

- 区民まつりをはじめ、地域の連携や活性化につながる自主的な活動・団体を支援し、地域活動や地域での交流を促進します。
- 地域高齢者と小学校児童が輪投げやグランドゴルフなどを通してふれあえる機会を増やすなど、広く世代間交流を進めていきます。

---

4 「いきいきラボ関が原」 シニアを対象に、介護予防のためのトレーニングや初心者のためのパソコン教室、楽しみながら趣味を広げるような講座などを開催し、将来的には地域貢献につながる活動に展開することを標榜している。地域住民等で構成されるしながわシニアネットが運営し、品川区が事業の一部を委託している。

5 「ほっと・サロン」 品川区社会福祉協議会がボランティアやNPOの運営を支援し、地域の方が気軽に集まれる場所として「荏原ほっと・サロン」や「西大井ほっと・サロン」を開催している。

#### ④ 身近なサービスによる高齢者、障害者等の見守り支援の拡大【重点事業】

- 認知症高齢者は、可能な限り在宅で生活することが望まれます。そのため認知症について正しい知識を持ち、身近な地域で認知症の人や家族を支える支援の輪を広げるため、認知症サポーター養成事業を推進します。
- 大井第二・第三地区で実施している認知症サポーター養成モデル事業では、これまで民生委員との学習会、民生委員と一般区民を対象とした講演会、キャラバン・メイト<sup>6</sup>による出前講座、サポーターニュースの発行、介護者教室・介護者交流を実施してきました。平成20年度より新たに、民生委員と認知症サポーターの懇談会、本人と介護者のための身近な見守りや交流を目的としたサロン活動を実施していきます。
- 知的・精神障害者もさまざまなサービスや地域の社会資源を利用して、地域で生活できるようにすることが必要になっています。グループホーム入居者や1人暮らしの知的障害者等が地域で安心して暮らしていくよう、平成20年度からNPO法人との連携のもとに、身近な地域で見守り、声かけ、買い物等の簡単な生活支援を行う「地域生活サポーター」を育成するしくみを構築します。
- さまざまな契約や相談などの際に不利益を被ることがないよう、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力がおとろえた方を保護、支援するため、品川区社会福祉協議会が運営する品川成年後見センターによる成年後見制度の情報提供・相談と法定後見や任意後見などのサービスの拡充を支援します。

#### ⑤ 子育て中の親子を支えるしくみづくり

- 保護者のリフレッシュのための生活支援型一時保育「オアシスルーム」、親子で遊べる幼児クラブ、育児に関する相談など、地域のチャイルドステーション<sup>7</sup>による親子への支援を充実していきます。

---

6 「キャラバン・メイト」　自治体事務局等と協働して、ボランティアで認知症サポーター養成講座の講師をする人のこと。全国キャラバン・メイト連絡協議会が自治体、全国的な職域組織・企業等の団体と協催するキャラバン・メイト養成研修を修了した人が、キャラバン・メイトとして登録されている。

7 「チャイルドステーション」　保育園・幼稚園・児童センターの愛称で、お気に入りの施設に登録することにより利用でき、同じ悩みを持つ仲間同士の交流・情報交換とともに相談や子育て支援が受けられる。また授乳、おむつ替えスペースとトイレの利用ができる。

## ⑥参画と協働のしくみづくり

- 区民、N P O、ボランティア、事業者等多様な主体の参画と協働のあり方、しくみづくりについてボランティアセンターの役割を含め検討していきます。

## (4) 情報の提供 ▶まちづくりにかかる情報を提供します

### ①さまざまなメディアを活用した情報提供体制の強化

- 区広報紙、区ホームページ、C A T Vをはじめとするさまざまなメディアを活用し、情報提供体制を強化します。
- 地域ニュースの発行回数を増やしたり「町会ホームページ立上げ支援事業」を実施するなど、まちづくりに関わる多様な情報提供の充実を図ります。

### ②区ホームページ、行政文書等におけるユニバーサルデザインの推進

- 区広報紙やその他区が作成するパンフレット・書類・封筒等を、だれもが見やすく、読みやすいよう、文字の大きさや色等に配慮したデザインとしていきます。また、視覚障害がある方には、声の広報や品川テレホンガイド「知っテル区ん<sup>8</sup>」など、音声による情報提供の充実に努めます。
- 区ホームページにおいて、利用者が文字の拡大や背景色の変更などをできるようにしたり、可読性を高めるためにさまざまな手法について検討していきます。
- C A T V事業においては、デジタル放送開始に伴うデータ(文字)放送等の充実を図ります。
- 会議や講演会等において、聴覚に障害がある方には、手話、要約筆記(手書きやパソコンでの文字による情報提供)などを用意できるよう努めます。

<sup>8</sup> 品川テレホンガイド「知っテル区ん」 区役所への届出や手続きの方法、施設の案内、利用方法などを電話の音声で案内するサービス(TEL3777-7500)。F A Xでホームページの内容を取り寄せることもできる。

### 2 だれもが安心して外出できるしくみづくり

#### 2-1 現状と課題

品川区は電車、バスなどの公共交通機関が発達し、34万人を越える区民と50万人の昼間人口を擁すなど、多くの人々が暮らし、働き、学び、憩うまちであり、これらすべての方が安心して外出し、社会参加や自己実現ができるまちとしていくことが求められています。

品川区では、高齢者や障害者で公共交通機関の利用が困難な区民を対象に、通院・通所や社会参加を支援するため、福祉タクシー<sup>9</sup>などの移動支援を積極的に進めてきましたが、さらに多くの方が使いやすいよう充実していくことが必要となっています。

また、バス路線の一層の拡大や、街なかをわかりやすく案内・誘導する標識の整備、区内に100を越える商店街の利用しやすさの向上・活性化、歴史と伝統を伝える観光案内の充実などにより、だれもが地域の資源にアクセスしやすい環境を整えていくことが必要です。

さらに、工事中や災害時など非日常時における安全・安心の確保、犯罪や事故の予防など、生命に直接的に関わる課題についても取組んでいく必要があります。

#### 2-2 取組の方針

だれもが安全・快適に外出できるよう、移動のための支援や案内・誘導などのしくみづくりを推進します。

また、災害や事故・犯罪を防止したり、その被害を軽減するためのしくみを強化していきます。

---

<sup>9</sup>「福祉タクシー」 高齢者や身体障害者等の移動制約者の病院・施設等への通院などのニーズに対応したサービスとして、車いす利用者や寝たきりの者の輸送を目的に車いす・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両による輸送サービスをいう。高齢化の進展等により、福祉タクシーの車両数等は着実に増加してきている。平成16年3月現在、事業者数は2,362者、車両数は4,574両（国土交通省調べ）。

## 2-3 取組の内容

### (1) 外出・移動の支援 ▶ だれもが外出・移動しやすいサービスを充実させます

#### ① 移動支援サービスの充実

- 福祉有償運送<sup>10</sup>、福祉タクシーの事業者を支援するとともに、福祉タクシー等の利用者に対し、利用料を補助する福祉タクシー利用券の充実を図ります。
- 障害者の移動を支援するガイドヘルプ等移動支援サービスの充実を、障害者団体との連携のもとに進めます。

#### ② 利便性の高い公共交通網の整備

- 都市計画道路等の整備に合わせ、バス路線を整備します。

#### ③ 子育て中の親子が外出しやすい施設の整備

- 区施設では子育て中でも施設を気軽に利用できるよう、おむつ替えや授乳ができるスペースを設置するとともに、区施設以外でも不特定多数の人が訪れる施設における設置を促進します。なお、児童の遊び場または休憩場所となるキッズスペースについても設置を進めています。
- 授乳・オムツ替えスペース、トイレの利用など、親子での外出を支援するためチャイルドステーションの利用を促進します。
- 子ども連れでも気兼ねなく参加できるよう、区が主催する研修会、学習会、行事などでは、可能な限り保育者付としていきます。

---

10 「福祉有償運送」 NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービス。

(2) 街なかの案内・誘導 ▶ 障害者等に対する案内・誘導体制を充実させます

①わかりやすい街なかのサイン（標識）の整備

○ 公共建築物や道路・公園等をはじめとした街なかのサイン（標識）について、高齢者、障害者、外国人等のだれにとってもわかりやすくなるよう、ひらがな表示などを含めて検討していきます。

②歩行者の安全な誘導（ユビキタス技術の活用検討）

○ 戸越銀座商店街で実施中の「ユビキタス商店街プロジェクト」における実証実験等を踏まえ、ユビキタス技術<sup>11</sup>を活用した歩行者の安全な誘導のための支援を行います。

③観光案内の充実

○ すべての人が観光を楽しめるよう、歩行者用観光案内標識設置計画を策定し、これに基づいて案内標識を設置・充実していきます。

○ 区広報紙等やしながわ観光協会のリーフレットなどの紙媒体も活用し、案内標識と連携補完しあうことにより、観光案内を充実します。

---

11 「ユビキタス技術」 ユビキタス (ubiquitous) とは、ラテン語由来の英語で「どこにでもある」という意味。ユニバーサル社会の実現の一環として、どこにいてもネットワークに接続されたコンピュータを自分のものとして使うことのできる環境（ユビキタスコンピューティング）づくりが注目されている。

ここでは、ユビキタス技術を活用し、交通手段、移動経路、目的などに関する情報を「いつでも、どこでも、だれでも」入手することができるような支援システムの検討を指す。

(3) ルールやマナーの徹底

▶道路・公共交通におけるルール・マナーの向上を図ります

①違法駐車・違法駐輪、はみ出し看板、商品陳列など安全な通行を妨げる行為の指導・取締まり

○違法駐車等防止活動や放置自転車等の警告、撤去、さらには道路パトロールによる看板、せり出しの是正指導活動など、安全な通行を妨げる行為の指導・取締まりを引き続き実施します。

②交通マナー啓発・交通安全教育の充実

○交通安全区民のつどい、参加体験型高齢者交通安全教室、交通安全講習会などの開催や「幼児交通安全絵本」「交通しながら」、高齢者交通安全啓発紙「お元気だより」、自転車安全利用リーフレット等の発行を通じ、交通マナーの啓発や警察署と連携した交通安全教育の充実を図ります。

(4) 非日常時の安全確保

▶災害時・工事中などの非日常時における安全・安心なまちづくりを一層推進します

①避難所における災害時要援護者支援の強化

○避難所において、災害時要援護者のために、できる限り1階でのスペースの確保に努めるとともに、オストメイトにも配慮し対応します。

②災害時の福祉施設・医療機関との連携促進

○災害時における福祉施設・医療機関との連携を促進します。

③災害時助け合いシステムの充実

○災害時要援護者の支援について、区、消防署、町会・自治会などが連携し、情報を適切に共有化するなど、災害時の助け合いシステムを充実させます。

### ④工事中の歩行者のためのユニバーサルデザインのルールづくり【重点事業】

- 工事中の道路等においても、だれもが安全で安心して歩ける空間を確保するため、通路の幅員の確保、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、工事情報の提供等に関する品川区独自のガイドラインを作成し、これに基づいた取組を促進します。また、これを関係者に周知するための説明会等も開催します。
- 平成20年度にガイドラインを作成し、その後、周知・啓発を進めます。

### ⑤防犯の意識啓発と情報提供

- 生活安全サポート隊による広報活動をはじめ、フォーラム、区ホームページ、ニュース等を通じて防犯意識を啓発します。
- 気象庁や警察署等と連携を図り、CATVやホームページ等を通じて適宜必要な情報を提供します。

### ⑥住民による防犯対策の推進（83運動等）

- 子どもの安全を地域で見守る83（ハチサン）運動を、学校、PTA、町会・自治会等地域の組織と連携・協力して推進します。
- 83運動等や近隣セキュリティシステム「まもるっち」<sup>12</sup>、「こども110ばんの家」の充実を図り、また、わが町パトロール隊を中心に自主的防犯活動を推進します。
- 高齢者、障害者、子どもなどのすべての区民が、事故や犯罪に遭ったり、怪我をしたり自殺に至ることがなく、安心して安全に暮らせるよう、地域ぐるみで取組むセーフコミュニティ<sup>13</sup>の考え方沿って、ふれあいサポート活動等と連携した活動を推進します。

---

12「まもるっち」 品川区独自の防犯システム「近隣セキュリティシステム」の子どもが携帯する子機の愛称。子どもが身の危険を感じたときに発報ピンを引くと、大きな音と共に子機に登録された子どもの情報（学年、性別）と発報した位置の地図が、区役所内のセンターシステムや事前に登録した協力員の電話または携帯電話に流れる。情報を受け取った協力員は、現地に駆けつけ、子どもを事件から守ろうというシステム。協力員は、区内に13,000人おり、今まで13件の事件を防いでいる。

13「セーフコミュニティ」 スウェーデンで始まった住民の手で安心・安全な社会を作ろうという運動が体系化されたもので、WHO（世界保健機関）が推進に取組んでいる。事故やけがは偶然の結果ではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域の住民、地域団体など多くの主体の協働により、すべての人が安心で安全に暮らすことができるまちづくりを進めるための活動。地域ぐるみの取組、データや記録を科学的にチェックする点が特長。

## 3 公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進

### 3-1 現状と課題

品川区では公共施設、道路、公園等のバリアフリーを推進するほか、再開発事業や新馬場、中延などの重点地区において、面的なバリアフリーおよびユニバーサルデザインの取組を進めてきました。

しかしながら、例えば、道路に歩道を整備しても沿道の商店等の入口部分には段差が残されてしまうなど、連続的にバリアフリー化された歩行空間を整備することは困難となりがちでした。

今後は、区が公共施設等整備において一層ユニバーサルデザインの考え方を実践するとともに、区民・事業者と連携して面的な取組を進めていくことが必要となっています。

また、公共施設等の整備では、乳幼児などの子ども連れであっても気軽に利用できるような配慮が求められます。

なお、バリアフリー新法の施行により、鉄道駅・バスターミナル等の旅客施設、鉄道・バス・タクシーなどの車両、道路、都市公園、路外駐車場、建築物等について、それぞれ移動等円滑化の目標が示されました。品川区においても、国の示す移動等円滑化の目標（次ページ参照）に沿ってバリアフリー化を進めることができます。

### 3-2 取組の方針

区において、公共建築物、道路、公園など公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを率先して進めます。また、重点的かつ一体的に進める地区を定め、建物と道路等の連携など面的な取組を行います。

公共施設内の案内・移動介助、コミュニケーション支援、子ども連れへの配慮などを推進します。

### 3 公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進

#### 【参考】平成22年までの移動等円滑化の目標

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」より抜粋

鉄道駅及び軌道停留場	一日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上である鉄道駅及び軌道停留場については、原則としてすべての鉄道駅及び軌道停留場について、エレベーター又はエスカレーターを高低差5m以上の鉄道駅及び軌道停留場に設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。
バスターミナル	一日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上であるバスターミナルについては、原則としてすべてのバスターミナルについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。
鉄道車両及び軌道車両	総車両数約52,000両のうち約50%に当たる約26,000両については、移動等円滑化を実施する。
バス車両	総車両数の約30%に当たる約18,000台については、ノンステップバスとする。
タクシー車両	約18,000台の福祉タクシーを導入する。
道路	原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施する。
都市公園	①主要な施設を経由する園路 園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された都市公園の約45%については、園路及び広場について、移動等円滑化を実施する。 ②駐車場 駐車場の設置された都市公園の約35%については、駐車場について、移動等円滑化を実施する。 ③便所 便所の設置された都市公園の約30%については、便所について、移動等円滑化を実施する。
路外駐車場	特定路外駐車場の約40%については、移動等円滑化を実施する。
建築物	2,000m <sup>2</sup> 以上の特別特定建築物の総ストックの約50%については、移動等円滑化を実施する。
信号機等	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、原則としてすべての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。

### 3-3 取組の内容

#### (1) 面的なまちづくり

▶一定地区の建物、道路等に連続的にユニバーサルデザインを導入し、点・線から面へと広げます

---

##### ①拠点施設周辺における福祉のまちづくり重点地区の設置【重点事業】

- 福祉関連施設や鉄道駅等の拠点施設周辺において福祉のまちづくり重点地区を設置し、バリアフリー化やユニバーサルデザインを進めるため、地域住民、高齢者、障害者等の参加を得ながら調査・検討を行い、改善に向けたプランを作成し、必要な整備を行います。
- 平成20年度は候補地を選定し、利用者等の参加によるまち歩き調査（現地点検）などを行い、その後順次整備を進めます。

##### ②再開発事業におけるユニバーサルデザインの導入・推進

- 実施中または今後実施される再開発事業において、ユニバーサルデザインの導入・推進を図ります。

##### ③民間開発におけるユニバーサルデザインの誘導

- ユニバーサルデザインを点検する区独自の「指標」や「プログラム」の作成により、民間開発においてユニバーサルデザインを積極的に誘導します。

##### ④密集市街地の整備におけるバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの誘導

- 品川区域の多くを占める密集市街地の整備に際して、バリアフリー化の推進とユニバーサルデザインを誘導します。

#### (2) 公共建築物等

##### ►不特定多数の人が訪れる施設におけるユニバーサルデザイン導入を進めます

###### ①公共施設や商店街等におけるユニバーサルデザインの推進

- 公共施設におけるユニバーサルデザインの導入に、区が率先して取組みます。民間施設や商店街については、事業者に積極的に働きかけます。
- 道路のバリアフリー化の整備に合わせ、区民の日常の暮らしに密接している商店、診療所等などの小規模な生活利便施設のバリアフリー化が進むよう、地区計画や改修費助成等による規制誘導策を検討します。
- 不特定多数の人が訪れる大規模な建築物については、優先的にバリアフリー化に取組みます。
- だれでもトイレ<sup>14</sup>の整備とともに、その他障害者の利用に配慮したトイレ、おむつがえスペースやベビーチェアなど子育て中の保護者の利用に配慮したトイレの整備を進めます。
- このほか、「品川区建築物等の福祉に関する整備要綱」および「東京都福祉のまちづくり条例」「東京都建築物バリアフリー条例」に基づき、バリアフリー化を促進します。

###### ②施設内の案内・移動介助員の配置

- 公共施設や大規模商業施設など不特定多数の人が訪れる施設において、施設内の案内・移動が安全、快適にできるよう、案内・移動介助員の配置を進めます。

###### ③手話通訳者などコミュニケーション手段の充実

- 公共施設や大規模商業施設など不特定多数の人が訪れる施設において、手話通訳者などコミュニケーション手段の充実に努めます。

---

14 「だれでもトイレ」　　ユニバーサルデザインの考えに基づき、高齢者、車椅子利用者、子ども連れの人、オストメイトなど、できるだけ多くの人が利用できるように設計されたトイレのこと。

(3) 道路・公園・駐車場

► 道路・公園・駐車場を安全・安心、快適に利用できるよう整備・改善します

---

① 安全な生活道路・歩行者空間の整備

- 歩道の整備や道路のバリアフリー化（側溝段差解消・歩道平坦化等）、視覚障害者誘導用ブロックの設置、交差点における音響信号機および横断歩道へのエスコートゾーン（視覚障害者誘導用道路横断帯）の設置などを進め、安全な生活道路・歩行者空間を整備します。
- 自転車と歩行者の事故を防止するため、自転車走行レーン設置等自転車と歩行者を分離するための検討を多角的に進めます。
- 都南病院跡地周辺におけるやさしいまちづくりプランに示した道路整備内容の具体化を優先的に進めます。

② 快適な道路空間の創出

- 道路パトロールによる屋外広告物の取締活動を引き続き実施します。
- 旧東海道および戸越銀座通りにおいて、商店街活性化のための事業と併せ、電線類地中化による景観の向上、交通安全や防災機能の向上などを進め、快適な道路空間を創出します。

③ だれもが安心して利用できる安全な公園づくり

- 区内の全公園をだれもが安心して利用できる公園とするよう、計画的に再整備します。
- 公園安全点検ボランティア「あるある点検隊」を継続・拡充し、すべての地域での組織結成を目指して普及啓発していきます。

### 3 公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進

- 公園・児童遊園は適宜、整備・改修するとともに、区民の要望を参考にしながら身近な公園の新設を進めるなど、すべての人が安全で快適に利用できる公園整備を進めます。
- 駐車場や屋根付広場等、また、それらを連絡する園路等が設置されている都市公園については、優先的にバリアフリー化に取組みます。

#### ④駐車場におけるユニバーサルデザインの推進

- 高齢者、障害者、妊婦、子ども連れの方などが安心して快適に駐車場を利用できるよう、ユニバーサルデザインを推進します。
- 駐車面積500m<sup>2</sup>以上の路外駐車場<sup>15</sup>については、優先的にバリアフリー化に取組みます。

#### ⑤災害時に配慮した施設整備

- 災害時を配慮して、道路・公園・駐車場の施設整備を進めます。

### (4) 公共交通施設等

#### ▶ 鉄道やバス等の公共交通施設におけるユニバーサルデザイン導入を促進します

##### ①鉄道駅と車両のバリアフリー化整備継続と移動介助の充実促進

- 鉄道駅と鉄道車両のバリアフリー化に関する整備が継続して行われるよう事業者に働きかけます。
- 鉄道駅や鉄道車両における移動介助の充実を促進します。

##### ②バス路線の整備拡充とノンステップバスの導入促進

- バス路線の整備と合わせ、バス事業者に対し、ノンステップバスの導入をさらに促進していきます。

---

15 「路外駐車場」 駐車場法に定められている駐車場で、駐車のために利用料を徴収する駐車場を指し、店舗併設の駐車場などは含まない。なお、バリアフリー新法では駐車面積500m<sup>2</sup>以上の路外駐車場の設置の際には移動等円滑化基準に適合させることを義務付けている。

### 4 事業者に対するユニバーサルデザイン推進の支援

#### 4-1 現状と課題

品川区では、再開発事業をはじめとする民間の開発事業や建設事業等において、バリアフリー化やユニバーサルデザインを進めるため、事業者と連携して取組んできました。

しかしながら、不特定多数の区民が利用する公共公益施設および区民の日常の暮らしに密接している商店などの小規模な施設のいずれにおいても、入口の段差や上下階への移動をはじめとするバリアが依然として少なくなのが現状です。

今後、多様な事業者によるユニバーサルデザインの取組を一層進めいくことが必要となっています。

#### 4-2 取組の方針

多くの区民が身近に利用する公益施設（郵便局、病院、福祉施設など）や商業施設等の事業者に対し意識啓発を進め、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備を推進するよう働きかけていきます。

また、施設整備のために必要な支援を行うとともに、事業者の取組に対する評価や認定を行うしくみの導入を検討します。

#### 4-3 取組の内容

##### (1) 事業者への意識啓発

▶施設を管理・運営する民間事業者に対し、ユニバーサルデザインの重要性について啓発を行います

##### ①やさしいまちづくり推進協議会を通じたネットワークの拡充

○道路・公園などのハード整備に関し、区内障害者団体との懇談会（意見交換会）を開催するなど、「品川区やさしいまちづくり推進協議会」を通じたネットワークの拡充を図ります。

##### ②事業者のネットワーク活動の支援

○事業者がバリアフリーやユニバーサルデザインに関する情報交換や連携を図れるよう、ネットワークづくりの活動を支援します。

##### ③啓発パンフレットの作成

○事業者に向けてバリアフリーやユニバーサルデザインを啓発するためのパンフレットを作成します。

##### ④商店街への働きかけ

○バリアフリーやユニバーサルデザインの推進について、商店街への働きかけを進めます。

### (2) 施設整備の支援

▶ユニバーサルデザインの誘導に向けて情報提供・相談・その他必要な支援を行います

#### ①関連法令の周知

- 区広報紙やパンフレット等を通じて、「品川区建築物等の福祉に関する整備要綱」「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」「東京都福祉のまちづくり条例」「東京都建築物バリアフリー条例」「バリアフリー新法」などの関連法令の周知を図ります。

#### ②総合相談窓口の設置検討

- バリアフリーやユニバーサルデザインについて、事業者や区民が気軽に相談できるワンストップの総合相談窓口<sup>16</sup>の設置を検討します。

#### ③区内先進取組事例の情報収集・提供

- 区内先進取組の事例について情報収集するとともに事例集を作成し、広く情報提供します。

### (3) 補助制度の活用促進

▶各種制度に基づく補助制度の周知を図るとともに、新たな補助制度の導入について検討します

#### ① 補助制度の情報提供、窓口紹介

- バリアフリーやユニバーサルデザインに関する国・東京都・品川区等の補助制度に関する情報提供や、相談・手続きの際の窓口紹介を行います。

---

16 「ワンストップの総合相談窓口」 ここではバリアフリーやユニバーサルデザイン全般に関する相談窓口を指します。窓口で直接対応できない専門的な事項等については担当部局につなげるなど、利用者に窓口がわからず困ることのないよう対応するものです。

②移動支援サービスの充実や理・美容室等のバリアフリー化に対する補助制度の導入検討

- 高齢者や障害者などの社会参加や生活利便性の向上のため、移送サービス（福祉有償運送・福祉タクシー）の充実や、車いすでも利用しやすい理・美容室への改修等に要する費用について、事業者に補助する制度の導入を検討します。

(4) 評価・改善のしくみづくり

►ユニバーサルデザインの取組を評価・改善していくためのしくみづくりを進めます

---

①住民の意見の幅広い聴取

- ユニバーサルデザインの推進のためには高齢者や障害者などの幅広い住民の意見を聴取することが欠かせないため、世論調査やアンケートなどさまざまな方法を用い、住民意見を聴取しながら推進していきます。

②ユニバーサルデザインを点検する区独自の「指標」と「プログラム」の作成【重点事業】

- ユニバーサルデザインの考え方を広く浸透させ、また実践を促進するため、ユニバーサルデザインの達成度合いを示す区独自の「指標」を作成します。また、この「指標」を用いて、事業者（行政を含む）がユニバーサルデザインの達成度合いを確認、評価し、改善につなげる手順を示す点検のための「プログラム」を作成します。
- 平成20年度に「指標」と「プログラム」を作成し、平成21年以降、これらの普及・啓発を進めます。

**③区独自の認定制度の検討【重点事業】**

- ユニバーサルデザインの達成度合いを示す区独自の「指標」を用いて、一定程度の取組をしているとみなされる事業者をユニバーサルデザイン実践事業者として認定し、取組意欲の向上を図る認定制度の創設を検討します。
- 平成20年度に認定制度創設に向けた調査・研究を行い、21年度以降、制度の創設と普及・啓発を進めます。

# おわりに

本計画は、品川区のまちづくりにおいて、「すべての人のために」「あらかじめ障壁をつくらず」「評価・改善を継続する」という視点を明確に示し、ユニバーサルデザインの考え方をできる限り取り入れた内容としました。

本計画の骨格は、

- ユニバーサルデザインの普及啓発や支えあいのしくみづくり、情報提供
- 非日常時も含め、だれもが安心して外出できるしくみづくり
- 点・線から、面へとつなげるユニバーサルデザインのまちづくり
- 事業者における取組促進のための支援、評価・改善のしくみづくり

です。

計画に示している施策・事業については、これまで区で取組んできたものの体系的に整理をしていなかった施策や、計画改定を機に拡充する施策や、新たに取組む施策も少なくありません。

本計画の具体化にあたっては、庁内が横断的に連携し率先して取組むとともに、区民、町会・自治会をはじめとする地域関連団体、商店街、N P O、ボランティア、社会福祉協議会、民間事業者等との協働により、地域ごとの特性に応じ、すべての人にとってやさしいまちの実現に取組んでいきます。

また、計画推進のため、「品川区やさしいまちづくり推進協議会」において本計画の進捗状況を確認し、事業の見直し・改善につなげるなど、継続的な進行管理に努めます。

このページは白紙です

# 資料編

## 1 計画策定の検討経緯

委員会等	開催日	検討内容
第1回 計画改定委員会	平成19年 7月31日	1. 計画改定の経緯について 2. 現計画の実績について 3. 都南病院跡地周辺地区やさしいまちづくり プラン 4. 計画改定の進め方 ・ 改定の基本方針 ・ 計画の構成案 ・ スケジュール案
障害者七団体懇談会	8月9日	○やさしいまちづくりについて
第2回 計画改定委員会	9月7日	1. 施策の体系等について
庁内検討委員会	10月16日	1. 計画改定の経緯について 2. 計画改定の進め方 ・ 改定の基本方針 ・ スケジュール 3. 計画の構成案 4. 施策メニューに関する情報提供（調査）について
第3回 計画改定委員会	12月10日	1. 計画骨子について
品川区やさしいまち づくり推進協議会	平成20年 2月1日	1. 品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画改定について 2. 平成19年度やさしいまちづくり事業実績および20年度事業計画について
区民意見把握	2月1日 ～20日	パブリックコメント
障害者七団体懇談会	2月13日	○やさしいまちづくりについて
第4回 計画改定委員会	3月25日	1. 「品川区すべての人にやさしいまちづくり 推進計画」について

## 2 品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画改定委員会 名簿

		委 員	氏 名
1	学識経験者	国際医療福祉大学大学院教授	〈委員長〉 野村 歆
2	住民団体関係者	品川区町会連合会会长	村田 清重
3		品川区高齢者クラブ連合会会长	室田 隆次
4	福祉団体関係者	品川区重症心身障害児(者)を守る会会长	島崎 妙子
5	福祉施設関係者	社会福祉法人福栄会理事長	日比 敏雄
6	民生・児童委員	品川区民生委員協議会会长	江川 進
7	商工関係者	品川区商店街連合会会长	浦山 翼雄
8	学校関係者	品川区立小学校PTA連合会会长(芳水小)	森田 義巳
9		代理:品川区立小学校PTA連合会副会長(城南第二小)	松尾 一成
10		品川区立中学校PTA連合会会长(東海中)	小杉 義信
11	鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)東京支社総務部企画室副課長	伊藤 康則
12		東京急行電鉄(株)鉄道事業本部事業統括部事業推進課長	太田 雅文
13		京浜急行電鉄(株)鉄道本部計画営業部計画課長	森 明裕
14		東京都交通局電車部副参事(事業改善担当)	内山 裕道
15	バス事業者	東京都交通局自動車部副参事(事業改善担当)	桜庭 裕志
16		東急バス(株)運輸営業部次長	矢口 鉄雄
17		京浜急行バス(株)総務部整備課長	生出 淳
18	道路管理者	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所交通対策課長	篠原 正美
19		東京都建設局第二建設事務所長	鈴木 昭利
20	関係機関	大井警察署交通課長	鈴木 賢一郎 <sup>※1</sup> 秋山 勝英 <sup>※2</sup>
21	品川区	区民生活事業部長	田中 実
22		代理:区民生活事業部次長	早津 一彦
23		福祉高齢事業部長	木下 徹
24		まちづくり事業部長	岩田 俊雄
25		教育委員会事務局教育次長	長田 正
26	事務局	高齢福祉課長	蓼沼 三郎
27		介護保険担当課長	上山 由美子
		障害者福祉課長	高橋 律子

※1 第1回～第3回 ※2 第4回

### 3 庁内検討組織 名簿

1	福祉高齢事業部長	〈座長〉 木下 徹
2	高齢福祉課長	蓼沼 三郎
3	地域活動課長	中山 武志
4	生活安全担当課長	高濱 裕章
5	産業振興課長	金子 正博
6	高齢事業課長	富岡 正明
7	都市計画課長	阿部 公男
8	建築課長	片田 友昭
9	管理工事課長	松代 忠徳
10	道路公園課長	藤田 修一
11	交通安全担当課長	松嶋 裕二
12	障害者福祉課長	高橋 律子
13	教育委員会 庶務課長	市川 一夫
14	品川区社会福祉協議会事務局次長	黒田 幸子

事務局	
介護保険担当課長	上山 由美子
高齢福祉課 福祉計画担当	賀沢 文規
高齢福祉課 介護保険担当	高桑 春彦 山口 めぐみ
パシフィックコンサルタンツ(株)	飯島 玲子 金田 敏彦 宮森 一郎

このページは白紙です

# 品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画のあらまし

## 1 現行計画（平成9年3月）に基づく取組み

ハード（もの）を主眼とした  
やさしいまちづくりを推進

- 中延複合施設周辺地区の整備
- 駅エレベーター、エスカレーター整備助成
- 「しながわお休み石」の設置
- 段差解消（ゼロ段差）
- 高齢者、身体障害者対応信号機の設置
- ふれあいサポート活動
- 「都南病院跡地周辺地区やさしいまちづくりプラン」策定（平成19年3月）など

## 2 現状の課題

今後さらに  
改善すべきこと

バリアフリーやユニ  
バーサルデザインに対  
する理解と実践の推  
進

やさしいまちづくりに  
係わる発想、意識の転  
換

ハード整備による安  
心・安全なまちづくりの  
一層の推進

まちづくりにおける  
ソフト施策（心、し  
くみ、情報）の構築  
と実践

区民・事業者の参画  
促進と行政との協働  
の推進

## 3 改定の視点

ハードとソフトの連携、  
ユニバーサルデザインの推進を  
主眼とした取組へ

すべての人にとて  
暮らしやすいまちづくり

- ユニバーサルデザインの考え方や  
地域福祉の理念に基づき、高齢者  
や障害者等だけでなく、すべての  
人にとて快適で安心・安全なま  
ちを目指す

ハード施策とソフト施策との  
連携の推進

- ハードと連携したソフト施策を構  
築する
- 人々の意識づくりや情報提供、案  
内・誘導、制度・しくみづくりな  
どのソフト施策を充実する

公共施設における  
ユニバーサルデザインの推進

- 日常的に利用されている公共施設  
(建築物、道路、公園等)のユニ  
バーサルデザインに行政が率先し  
て取組み、民間事業者を牽引する

## 4 計画の目的

すべての人ができる限り快適で安全・安心に  
過ごせるやさしいまちづくりに必要なハード  
およびソフトの施策・事業を総合的・体系的に  
示し、区民・事業者・区の協働のもとに推  
進する

## 5 計画の位置づけ

ソフト施策をより充実した快適な  
まちづくりの総合的な指針

整 合

国・東京都の動向

- ユニバーサルデザイン政策大綱策定  
(平成17年、国土交通省)
- バリアフリー新法施行（平成18年12月）
- 建築物バリアフリー条例施行  
(平成18年12月、東京都)
- 福祉のまちづくり計画策定のガイドライ  
ン作成  
(平成19年度予定、厚生労働省・国土交通省)

本計画の上位・関連計画

- 品川区基本構想・長期基本計画
- 品川区市街地整備基本方針  
(都市計画マスタートーブラン)
- 品川区地域福祉計画
- 品川区次世代育成支援対策推進行動計画
- 第三期品川区介護保険事業計画
- 品川区障害者基本計画
- 地域防災計画

本計画の個別実施計画

- 中延複合施設周辺地区やさしいまちづ  
くりプラン（平成9年3月）
- 都南病院跡地周辺地区やさしいまちづ  
くりプラン（平成19年3月）

## 6 計画の期間

平成30年度までの概ね10ヵ年とする

## 7 計画の基本的な考え方

基本理念 だれもがふつうに暮らせるまちづくり  
～みんなに平等、安全・安心、おたがいさまのまちづくり～

### （1）基本方針

だれもが快適なユニ  
バーサルデザインの  
まちづくり

もの・心・しくみの  
バリアをなくす  
まちづくり

ソフトとハードが相  
乗効果を生むまちづ  
くり

### （2）施策の体系の柱

1 ユニバーサルデザイン  
の普及啓発

2 だれもが安心して外出  
できるしくみづくり

3 公共施設等におけるユ  
ニバーサルデザインの  
推進

4 事業者に対するユニバ  
ーサルデザイン推進の  
支援

### （3）計画の推進方策

①推進体制とと  
もに協働のし  
くみを明確に  
する

②区が率先して取組むと  
ともに、区民や民間事  
業者等の活動を活性化  
する

③日常生活圏域  
における地域  
福祉活動との  
連携を図る

④施策の重点化  
により、計画  
の実効性を高  
める

⑤計画の実施状  
況を定期的に  
把握し、評  
価・改善する

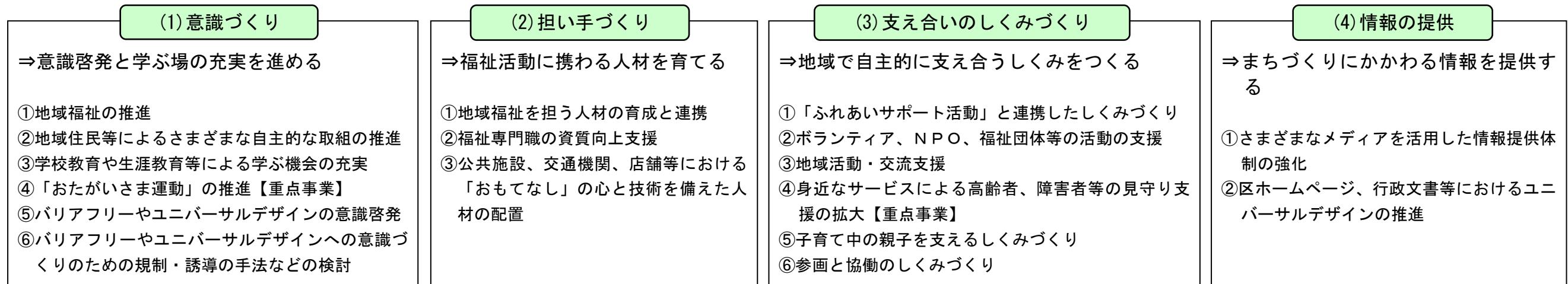
施策の体系は次ペ  
ージ以降

## 施策の体系

### 1 ユニバーサルデザインの普及啓発

地域を構成する区民・事業者・行政がユニバーサルデザインに関する理解を深めるとともに、地域で福祉を担う幅広い人材の育成を進めます。

また、地域でともに支え合う参画と協働のしくみづくりや、まちづくりに関する情報提供をさらに進めます。



#### 「おたがいさま運動」の推進

83運動、席譲りなどの運動が個別に地域で実践されていますが、これらをより大きな運動へと展開していくため、「困ったときはおたがいさま」という意識啓発の活動に区職員が率先して取組むとともに、区民、関係組織、事業者などと協働して推進します。

#### 認知症サポーターの養成と支援の拡大

認知症について正しい知識を持ち、身近な地域で認知症の人や家族を支える支援の輪を広げるため、認知症サポーター養成モデル事業を推進します。（平成18～19年度に4地区で実施⇒20年度以降、順次13地区に拡大）

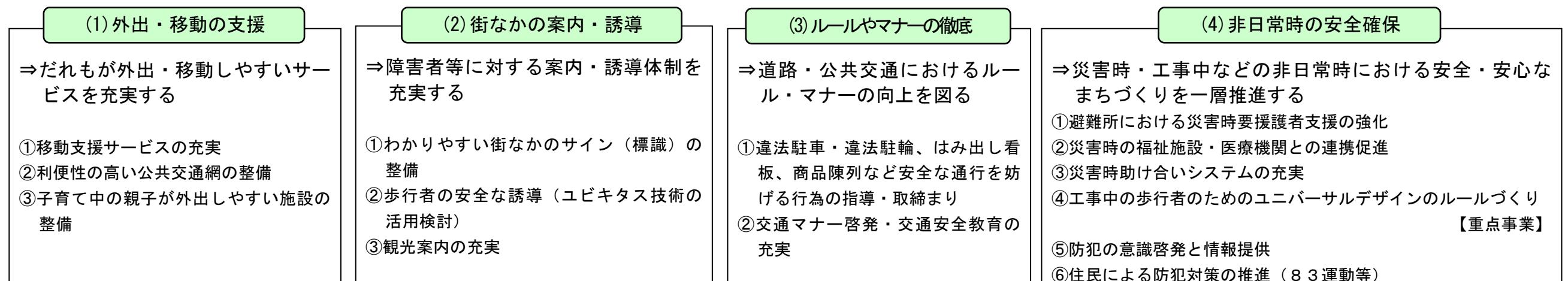
#### 地域生活サポーターの育成と支援の拡大

障害者が地域で自立して生活を継続できるよう、NPO法人との連携のもとに「地域生活サポーター」を育成し、身近な地域で見守り、声かけ、買い物等の簡単な生活支援ができるしくみを構築します。

### 2 だれもが安心して外出できるしくみづくり

だれもが安全・快適に外出できるよう、移動のための支援や案内・誘導などのしくみづくりを推進します。

また、災害や事故・犯罪を防止したり、その被害を軽減するためのしくみを強化していきます。



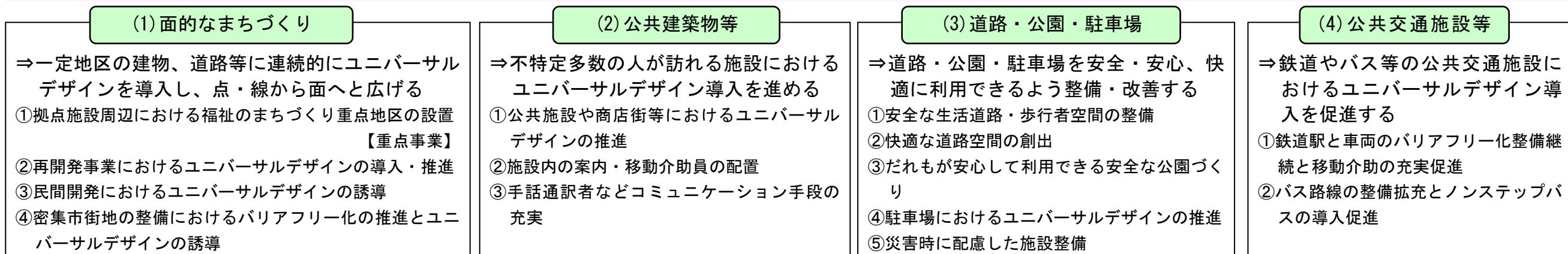
#### 工事中の歩行者のためのユニバーサルデザインのルールづくり

工事中の道路等においても、だれもが安全で安心して歩ける空間を確保するため、品川区独自のガイドラインを作成し、これに基づいた取組を促進します。

### 3 公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進

区において、公共建築物、道路、公園など公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを率先して進めます。また、重点的かつ一体的に進める地区を定め、建物と道路等の連携など面的な取組を行います。

公共施設内の案内・移動介助、コミュニケーション支援、子ども連れへの配慮などを推進します。



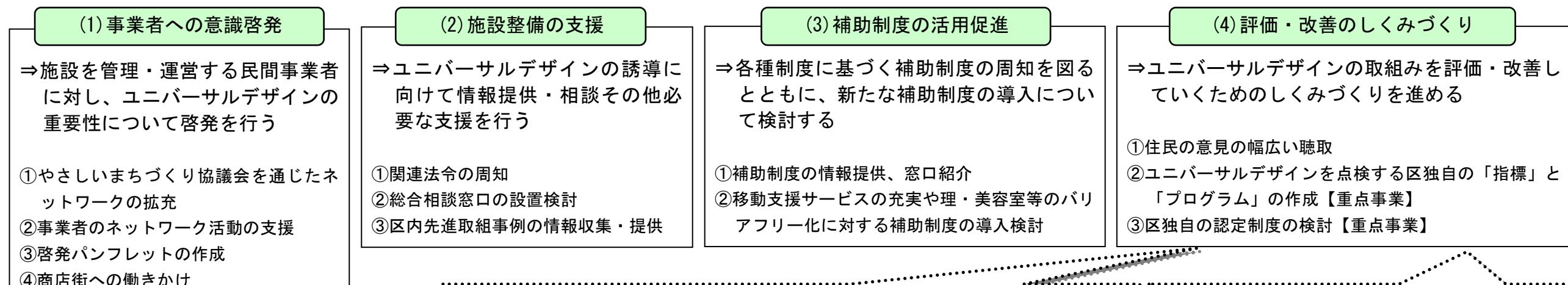
#### 拠点施設周辺における福祉のまちづくり重点地区の設置

福祉関連施設や鉄道駅等の拠点施設周辺において、すべての人にやさしい福祉のまちづくり重点地区を設置し、バリアフリー化やユニバーサルデザインを進めるため、地域住民、高齢者、障害者等の参加を得ながら調査・検討を行い、改善に向けたプランを作成し、必要な整備を行います。

### 4 事業者に対するユニバーサルデザイン推進の支援

多くの人々が身近に利用する公益施設（郵便局、病院、福祉施設など）や商業施設等の事業者に対し意識啓発を進め、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備を推進するよう働きかけていきます。

また、施設整備のために必要な支援を行うとともに、事業者の取組に対する評価や認定を行うしくみの導入を検討します。



**ユニバーサルデザインを点検する区独自の「指標」と「プログラム」の作成**  
ユニバーサルデザインの考え方を広く浸透させ、また実践を促進するため、ユニバーサルデザインの達成度合いを示す区独自の「指標」を作成します。また、この「指標」を用いて、事業者（行政を含む）がユニバーサルデザインの達成度合いを確認、評価し、改善につなげる手順を示す点検のための「プログラム」を作成します。

**区独自の認定制度の検討**  
ユニバーサルデザインの達成度合いを示す区独自の「指標」を用いて、一定程度の取組をしているとみなされる事業者をユニバーサルデザイン実践事業者として認定し、取組み意欲の向上を図る認定制度の創設を検討します。

## 品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画

平成20年3月発行

発 行 品川区

編 集 品川区 福祉高齢事業部 高齢福祉課

〒140-8715

東京都品川区広町2-1-36

TEL 03-5742-6927 (直通)

FAX 03-5742-6881

E-mail korefksh@city.shinagawa.tokyo.jp

URL <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>